

鹿児島県教育振興基本計画

～自然・歴史・文化など鹿児島の特徴を踏まえた教育の振興～



平成26年2月10日

鹿児島県教育委員会

<目 次>

はじめに

第1章 計画策定の趣旨	
1 計画策定の趣旨	1
2 計画の基本的な考え方	1
第2章 本県教育を取り巻く環境	
1 社会状況	
(1) 人口減少や少子高齢化の進行	2
(2) 経済情勢と産業構造の変化	3
(3) 若者の雇用状況	4
(4) 地球規模での環境問題	5
(5) 高度情報化の進展	6
(6) 価値観やライフスタイルの多様化	6
(7) 地方分権の進展	7
2 本県の子どもたちを取り巻く現状と課題	
(1) 児童生徒数の減少・学校規模	8
(2) 学力	13
(3) 高校生の卒業後の進路	15
(4) いじめ、不登校	16
(5) 規範意識	17
(6) 基本的な生活習慣	18
(7) 特別支援教育	19
(8) キャリア教育	20
(9) 体力や運動能力	21
(10) 安全・安心な教育環境の整備	22
(11) 家庭・地域の教育力	23
(12) 子どもたちの文化活動	24
第3章 基本目標	26
第4章 今後5年間に取り組む施策	
1 本県教育の取組における視点	28
2 本県教育施策の方向性	30
[基本目標と施策の関連図]	32
3 具体的施策の展開	33
I 規範意識を養い、豊かな心と健やかな体を育む教育の推進	
① 道徳教育の充実	34
② 生徒指導の充実	35
③ 人権教育の充実	37
④ 体験活動の充実	38
⑤ 子ども読書活動の推進	39
⑥ 文化活動の推進	40
⑦ 食育の推進	41
⑧ 体力・運動能力の向上	42
⑨ 健康教育の充実	43

〔 計画期間における数値目標 〕	44
II 能力を伸ばし、社会で自立する力を育む教育の推進	
① 確かな学力の定着	45
② 特別支援教育の推進	46
③ キャリア教育の推進	47
④ 産業教育の推進	48
⑤ 幼児教育の充実	49
⑥ 郷土教育の推進	50
⑦ 教育の情報化の推進	51
⑧ 社会の変化に対応した教育の推進	
(ア) 環境教育	52
(イ) 福祉教育・ボランティア活動	53
(ウ) 国際理解教育	54
(エ) 消費者教育・金融教育	55
〔 計画期間における数値目標 〕	56
III 信頼される学校づくりの推進	
① 開かれた学校づくり	57
② 学校運営の充実	58
③ 公立高等学校の活性化	59
④ へき地・小規模校教育の振興	60
⑤ 教職員の資質向上	61
⑥ 安全・安心な学校づくり	62
⑦ 私立学校教育の振興	64
⑧ 魅力ある県立短期大学づくり	65
〔 計画期間における数値目標 〕	66
IV 地域全体で子どもを守り育てる環境づくりの推進	
① 地域住民が支援する「地域の中の学校」づくりの推進	67
② 地域ぐるみでの子どもの育成	68
③ 地域ぐるみでの安全・安心な環境づくり	69
④ 家庭の教育力の向上	70
〔 計画期間における数値目標 〕	71
V 生涯学習社会へ向けた環境づくりとスポーツ・文化の振興	
① 生涯学習環境の充実	72
② 生涯スポーツの推進	73
③ 競技スポーツの推進	74
④ 文化芸術活動の促進	75
⑤ 地域文化の継承・発展	76
⑥ 文化財の保存・活用	77
〔 計画期間における数値目標 〕	78
第5章 計画の実現に向けて	
1 教育行政の着実な推進	79
2 学校・家庭・地域・企業等との連携・協働	79
3 関係部局・関係機関との連携・協力	79
4 市町村との連携・協力	80
5 国との連携・協力	80
6 計画の進捗状況の確認	80

はじめに

近年、我が国は、グローバル化の急速な進展、人口減少や超高齢社会の到来、厳しい財政環境など大きく変動しつつあり、これまで有効に機能していた社会保障制度や医療制度、金融・財政などのシステムが、十分に機能しなくなってきており、将来に対する不透明感・不安感が増幅しつつあります。

教育に関しても、家庭や地域の教育力の低下、子どもの学ぶ意欲や学力・体力の低下、規範意識や倫理観の欠如など、多くの課題が指摘されており、本県においても、児童生徒の学力向上やいじめ、不登校等の問題行動への対応、特別支援教育の充実、高等学校の活性化、教職員の資質向上など取り組むべき課題があります。

このような状況を踏まえ、県教育委員会では、本県の実情に応じた教育振興のための施策についての基本的な計画として、平成21年2月に「鹿児島県教育振興基本計画～自然・歴史・文化など鹿児島島の特性を踏まえた教育の振興～」を策定し、平成21年度から今日まで計画を推進してきたところです。

この間、国においては、我が国における諸情勢の変化や、東日本大震災からの教訓等を踏まえ、社会を生き抜く力の養成など四つの基本的方向性を定めた第2期の「教育振興基本計画」を、平成25年6月に策定しました。

本県においても、県の計画の最終年度を迎え、社会情勢の変化に対応するとともに、国の第2期計画の内容を参酌し、これまでの計画の各施策の実施状況や数値目標の達成状況を踏まえながら、ここに平成26年度からの次期「鹿児島県教育振興基本計画」を策定しました。

この計画では、引き続き基本目標に「あしたをひらく心豊かでたくましい人づくり」を掲げ、「知・徳・体の調和がとれ、主体的に考え行動する力を備え、生涯にわたって意欲的に自己実現を目指す人間」、「伝統と文化を尊重し、それらを育んできた我が国と郷土を愛する態度を養い、これからの社会づくりに貢献できる人間」の育成を目指すことを示すとともに、その実現に向け今後5年間に取り組む施策として、5つの方向性に基つき35の施策を体系化したしました。

今後、県教育委員会においては、この計画に基づき、市町村、学校、家庭、地域、企業やNPO法人等との連携を図りながら、計画の着実な推進に努めてまいります。

終わりに、この計画の策定に当たり貴重な御意見・御提言をいただきました「鹿児島県教育振興基本計画検討委員会」委員や県民の皆様に深く感謝を申し上げます。

平成26年2月

鹿児島県教育委員会

第1章 計画策定の趣旨

1 計画策定の趣旨

鹿児島県教育委員会は、教育基本法第17条第2項の規定に基づき、本県の実情に応じた教育振興のための施策に関する基本的な計画として、平成20年7月に策定された国の教育振興基本計画を参酌し、かごしま将来ビジョンを踏まえた上で、平成21年2月、10年後を見据えた教育の姿とともに、平成21年度から25年度までの5年間に取り組むべき施策などについて示した「鹿児島県教育振興基本計画」（以下「第1期計画」という。）を策定し、これまで総合的かつ計画的に施策に取り組んできました。

【教育基本法（平成18年12月22日法律第120号）】

（教育振興基本計画）

第17条 政府は、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び講ずべき施策その他必要な事項について、基本的な計画を定め、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

2 地方公共団体は、前項の計画を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。

国においては、平成20年7月の教育振興基本計画策定後、中央教育審議会が、平成23年3月に発生した東日本大震災の教訓から、被災地の復興とともに我が国全体が希望を持って未来に前進していけるような教育を検討してきました。さらに、社会をめぐる諸情勢の変化を踏まえた、今後の教育の基本的方向性について検討を進め、平成25年4月に、平成25年度から29年度までの5年間に総合的かつ計画的に取り組むべき施策や、具体的な成果目標などを示した「第2期教育振興基本計画」について文部科学大臣に答申し、同年6月、国は同計画を閣議決定したところです。

県教育委員会においては、このような国の動向や現在の子どもたちを取り巻く諸情勢、また、県の第1期計画による取組の成果と課題を踏まえながら、中期的展望に立って引き続き本県の実情に応じた教育行政を推進するため、平成26年度から30年度までの5年間に取り組むべき施策などについて示した「鹿児島県教育振興基本計画」を策定します。

2 計画の基本的な考え方

国の第2期計画が、10年間の後半5年間の計画として位置付けられたことを踏まえ、本計画については、県の第1期計画に示された10年後を見据えた教育の姿に基づき、後半5年間に取り組むべき施策を体系化した計画とします。

計画の対象とする分野は、学校教育、社会教育、スポーツなどの教育委員会所管事項に関すること、私立学校に関すること、県立短期大学に関すること、文化・芸術に関することなどです。

第2章 本県教育を取り巻く環境

1 社会状況

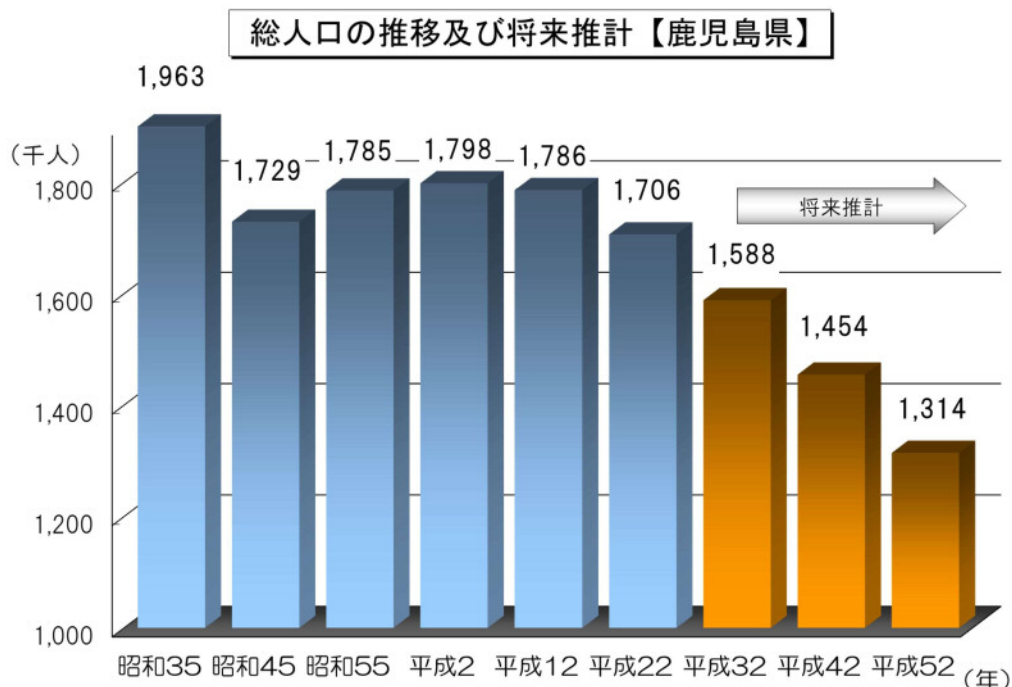
(1) 人口減少や少子高齢化の進行

本県の人口は、長期的な出生数の減少及び県外への転出者の影響により、平成2年の約179万8千人から一貫して減少を続け、平成12年には約178万6千人、平成22年には170万6千人となっています。更に今後も急速な人口減少が続き、平成52年までに、平成22年の約2割に当たる約39万2千人が減少し、約131万4千人になると予想されています。

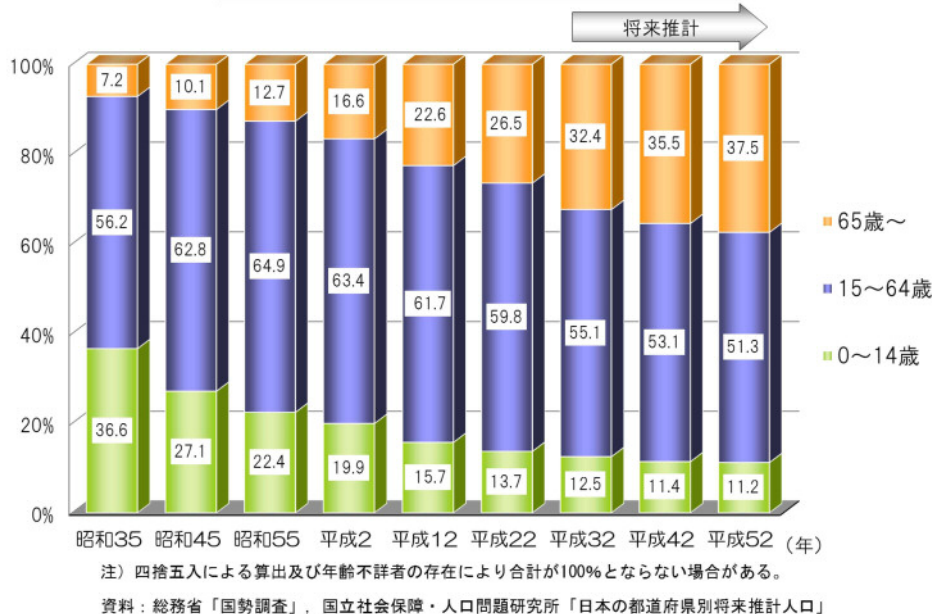
平成22年に行われた国勢調査の結果では、本県の15歳未満の人口は、平成22年に約23万3千人（前回17年調査では約25万2千人）で、県人口の13.7%（前回14.4%）を占めていますが、平成52年には約14万7千人となり、県人口に占める割合も11.2%と予測されています。

一方、65歳以上の人口の県人口に占める割合は、平成22年に26.5%（前回24.8%）と全国第11位（前回第6位）で、全国水準より約10年先行して高齢化が進んでおり、平成52年には37.5%になることが予想されており、全国に比べ少子高齢化の影響は一段と大きいものになることが予想されます。

このようなことから、労働力人口の減少に伴う経済活力の減退や集落の維持が困難になる地域への対応など、社会・経済システムの再構築が求められています。



人口の年齢構成の見通し【鹿児島県】



(2) 経済情勢と産業構造の変化

情報通信技術の飛躍的な進歩と国際間の輸送・交通手段の高速化・広域化により資本・労働・情報等が国家を越えて自由に、また、活発に移動するグローバル化が進展し、地球規模での交流が活発化してきています。

中でも、東アジアの国々は、近年、市場として存在感を増してきており、南に開かれた地理的な特性を有する本県は、アジアへの玄関口として、今後、観光や産業の振興を図る上でも大きな可能性を有しており、経済や観光、学術、文化・スポーツなど様々な分野で、東アジアや東南アジア諸国との交流が飛躍的に拡大すると見込まれています。

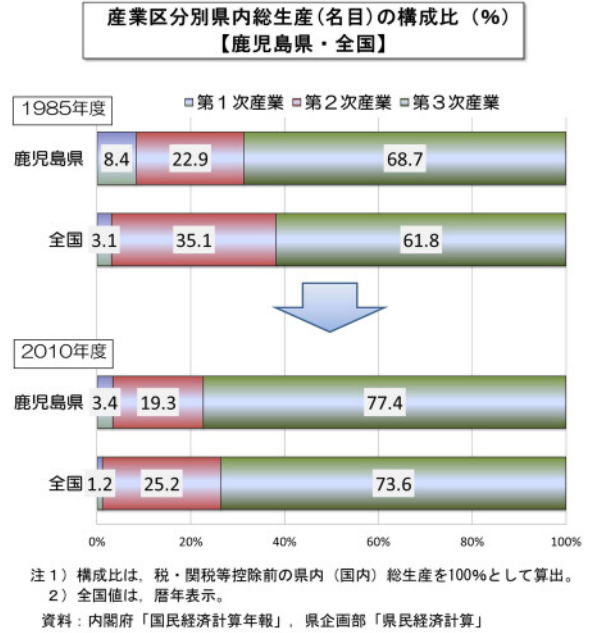
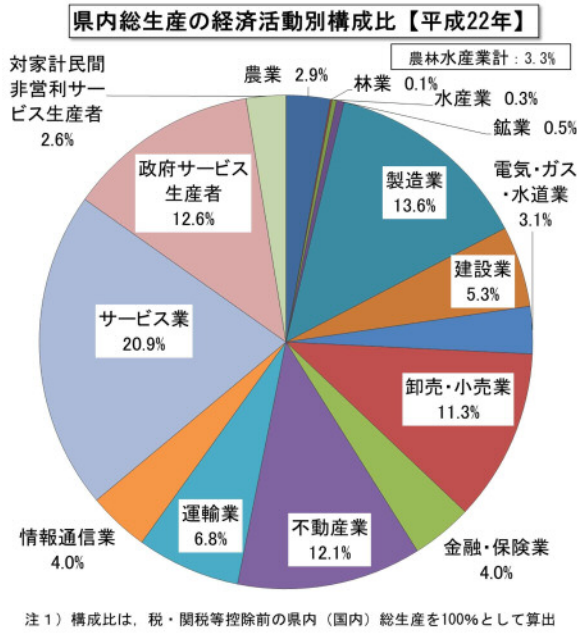
さらに、21世紀は、新しい知識・情報・技術が政治・経済・文化をはじめ社会のあらゆる領域で活動の基盤として飛躍的に重要性を増す、いわゆる「知識基盤社会」の時代と言われています。そのような社会においては、教育の重要性は、ますます高まっていくものと考えられます。

また、地球温暖化による気候変動や急成長を続ける新興国の食糧需要の増加、石油などに代わるバイオ燃料向けの穀物需要などにより、世界的に食糧価格が高騰し、「食糧危機」と言われる事態が発生しています。

今後、食料安定供給や食の安心・安全へのニーズの高まりのために国内農業生産の増大の重要性が高まることが予想され、全国有数の農業産出額を誇る本県の食料供給基地としての役割も更に大きくなることが考えられます。

一方で、本県農業をめぐる環境は、農業従事者の減少、高齢化の一層の進行やグローバル化の進展による産地間競争の一層の激化など、厳しい面もあります。

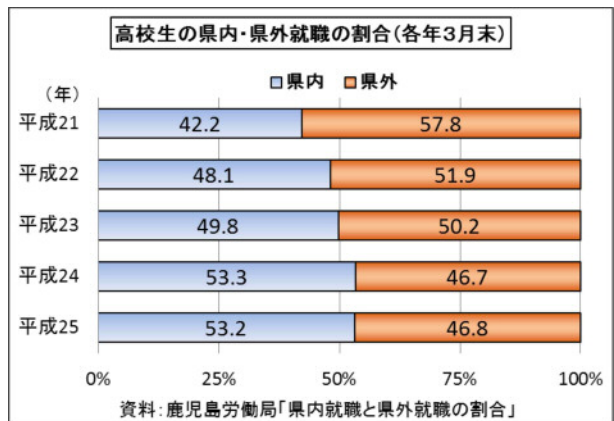
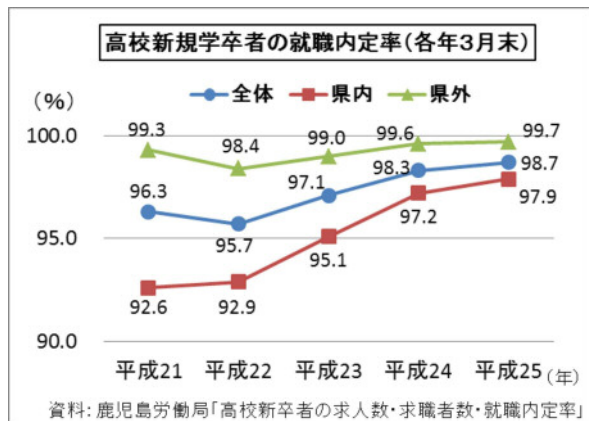
第2章 本県教育を取り巻く環境



(3) 若者の雇用状況

県内の新規学卒者の就職内定率は、平成25年3月卒の高等学校で98.7%、短期大学で95.3%、大学で90.2%と、前年と比べそれぞれ0.4ポイント、3.9ポイント、3.9ポイント改善しているものの、大学の未内定者数は176名おり、依然として厳しい状況にあります。

また、県内の高校新卒者における県内求職者率は、平成21年3月の43.9%から25年3月には53.6%に上昇するなど、若者の就職に対する県内志向が高まりつつありますが、平成25年3月の県内就職率は53.2%、県外への就職率は46.8%と、依然として約半数が県外へ流出する状況にあります。



(4) 地球規模での環境問題

世界規模での人口増加，経済成長に伴う産業活動の拡大や生活水準の上昇は，エネルギー消費量の増大による地球温暖化，オゾン層¹の破壊，生態系の変化といった地球規模での深刻な環境問題を引き起こしています。

中でも，地球温暖化については，主に石油などの化石燃料の大量消費により排出された二酸化炭素をはじめとする温室効果ガス²の影響とされていますが，今後も化石燃料に依存した社会が継続すると，21世紀末には，平均気温が1.1～6.4℃，平均海面水位が18cm～59cm上昇するなどの予測も示されており，また，世界的な気候変動により，異常高温や集中豪雨といった異常気象の増加や生態系の変化が懸念されています。

このような気候変動は，本県が有する，日本で初めて世界自然遺産に登録された屋久島や登録に向けて取組が進められている奄美群島，全国第1位の数を誇る国の特別天然記念物など，鹿児島固有の生物多様性³に対して影響を与えるだけでなく，植生の変化や病害虫の発生，海水温の上昇などに伴う農林水産業への悪影響や台風の大型化などによる風水害の発生といった県民生活に直結する影響を与えることも懸念されます。

今後は，従来の大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会・経済活動や生活スタイルを見直し，環境への負荷の少ない資源の循環を基調とする持続可能な社会の実現が求められているとともに，鹿児島の生物多様性の豊かさに裏打ちされた先進的，個性的な取組を推進し，あらゆる世代が環境問題について，正しい理解を深め，責任をもって環境を守る行動がとれるようにすることが，ますます重要になっていくものと考えられます。

国の特別天然記念物指定数			鹿児島県の特別天然記念物
順位	都道府県名	指定数	鹿児島県のツルおよびその渡来地 喜入のリュウキュウコウガイ産地 蒲生のクス 鹿児島県のソテツ自生地 屋久島スギ原始林 枇榔島亜熱帯植物群落 アマミノクロウサギ
1位	鹿児島県	7	
2位	北海道 岐阜県	6	
4位	埼玉県	3	
	富山県		
	山口県 宮崎県		

資料：文化庁「国宝・重要文化財等指定件数一覧」

-
- 1 オゾン層：大気成層圏の中で，地上から10～50kmにあるオゾン濃度の比較的高い層。生物に有害な紫外線を吸収する役割がある。
 - 2 温室効果ガス：地表の暖まった熱を吸収して，温室のガラスのように大気中に閉じこめ，地球を暖める性質を持ったガスのことで，二酸化炭素・フロン・メタン・一酸化二窒素など。
 - 3 生物多様性：全ての生物（陸上生態系，海洋その他の水界生態系，これらが複合した生態系その他生息又は生息の場の如何を問わない。）の間の変異性をいうものとし，種内の多様性，種間の多様性及び生態系の多様性を含む。

(5) 高度情報化の進展

インターネットの急速な普及、光ファイバ等によるブロードバンド化、携帯電話やスマートフォンに代表されるモバイル化、放送のデジタル化など、我が国の情報通信事情は、今世紀に入ってから劇的に進展し、県民生活において、利便性の向上やライフスタイルの多様化をもたらしています。

あらゆる世代において、情報活用能力（情報リテラシー）を身に付けるとともに、他人のプライバシーや個人情報の安全保護などに関する情報モラルを育成することも必要となっています。

今後は、「いつでも、どこでも、何でも、誰でもネットワークにつながる社会」、いわゆるユビキタスネット社会¹の実現が期待されていますが、南北600kmに及ぶ広大な県土を有し、少子高齢化・過疎化が急速に進展している本県では、医療や教育など様々な分野における情報通信の有効活用が求められています。

しかし、平成25年3月末における、本県の超高速ブロードバンド利用可能世帯率は、95.6%（全国平均99.4%）となっており、全国平均を下回っていることから、情報基盤の整備や高度情報化への対応が必要となっています。

(6) 価値観やライフスタイルの多様化

人々の価値観が「物の豊かさ（経済的な豊かさ）」より「心の豊かさ（精神的な豊かさ）」を、「集団」より「個人」の個性を重視する傾向が高まるなど、多様化しています。こうした価値観の多様化や高齢化、女性の社会進出などにより、個人のライフスタイルも多様化しています。

また、近年は、NPO法人²による活動やボランティア活動など、個人や団体による社会貢献活動も活発になり、地域活動や社会貢献活動に対する県民の関心が高まっています。このような中で、住民をはじめ、NPO法人やボランティア団体など多様な担い手が知恵を出し合い、助け合う「共生、協働」の仕組みづくりが求められています。

一方、少子高齢化の進行や過疎化の進展、価値観の多様化などにより、地域のコミュニティ³機能や社会規範意識の低下による犯罪の質的变化が懸念されているほか、安心して子育てができる環境づくり、地域における防災力の充実・強化などが求められています。

1 ユビキタスネット社会：社会の至る場所に整備されたネットワークの中で、あらゆるモノにコンピュータを埋め込み、それらが互いに自律的な通信を行うことによって生活や経済が円滑に進む社会。

2 NPO法人：Non Profit Organizationの略。営利を目的としない団体の総称。自発的、自立的な市民活動団体を言う意味で用いられる場合が多い。

3 コミュニティ：一定の地域に居住し、何らかの共通テーマの下に仲間意識を持ち、互いにコミュニケーションを行っているような人々の集まりのこと。自治会や町内会などは、コミュニティの最小単位と考えられる。

本県においては、小中学生の子ども会への加入率が高く、自治公民館数が多いなど、地域内のつながりは残っているものの、自治会等への加入者数が、徐々に減少するといった状況も見られます。本県の良き伝統である地域社会における人と人とのつながりを守り育てていくための取組や安心して生活できる地域社会づくりが必要となっています。

(7) 地方分権の進展

少子高齢化や人口減少が進む中、人々の価値観やライフスタイルの多様化に対応する公共サービスを的確に提供していくためには、これまでの中央集権型の行政システムから、住民に最も身近な地方公共団体が自己決定、自己責任の下に、その創意と工夫によって住民の視点に立った行政を執行する地方分権型の行政システムに移行することが不可欠となってきており、国と地方の役割分担や国の関与の在り方が見直されるなど、地方のことは地方自らが決定する地方分権時代が到来しています。

「平成の大合併」による市町村合併が全国的にも急速に進行し、平成25年11月現在、本県においても96市町村から半数以下の43市町村となり、市町村の規模が拡大し、自立性の高い基礎自治体が形成されつつあります。

また、更なる地方分権改革を推進するため、国から地方自治体への事務・権限の委譲等の推進について、内閣府の地方分権改革推進本部などで検討されています。

2 本県の子どもたちを取り巻く現状と課題

(1) 児童生徒数の減少・学校規模

本県の児童生徒数は減少を続け、特に、鹿児島市を除く地区が大きく減少しています。

また、1学校当たりの学級数は、12学級以上18学級以下を標準とする旨の規定¹がありますが、平成25年度における本県の公立小中学校の状況は、12学級を下回る学校が小学校で76%、中学校で78%を占めるなど小規模の学校が多く、さらに、複式学級の割合も全国平均を大きく上回っており、1学級当たりの児童生徒数については、全国平均を下回っている状況です。

小規模の学校では、児童生徒一人一人に目が行き届くなどの利点があるものの、集団生活の中で切磋琢磨する機会が少ないことや、教職員配置等教育環境の整備が不十分な点もあるとの指摘もなされています。

一方で、過疎化・少子高齢化が進行する本県にあっては、運動会等の学校行事に地域住民が参加したり、学校職員が地域での活動に積極的に参加したりするなど、学校が地域のコミュニティ活動に一定の役割を果たしている面も見られます。

公立小中学校の統廃合は、その設置者である市町村が主体的に行うものであり、その検討は、学習面、スポーツ面、人間関係の面等、児童生徒に好ましい教育環境を提供することを第一として、地域の実情に応じて、住民の理解と協力を得ながら進められるものであると考えます。

国は、小中学校の適正配置に関する基本的な考え方として、一定の規模がある学校の利点を示しつつも、地域ごとに事情が異なるので、地域の条件を踏まえた市町村ごとの検討が適当としているところであり、県も市町村が進める適正配置に対し、国の考え方に沿った助言を行っています。

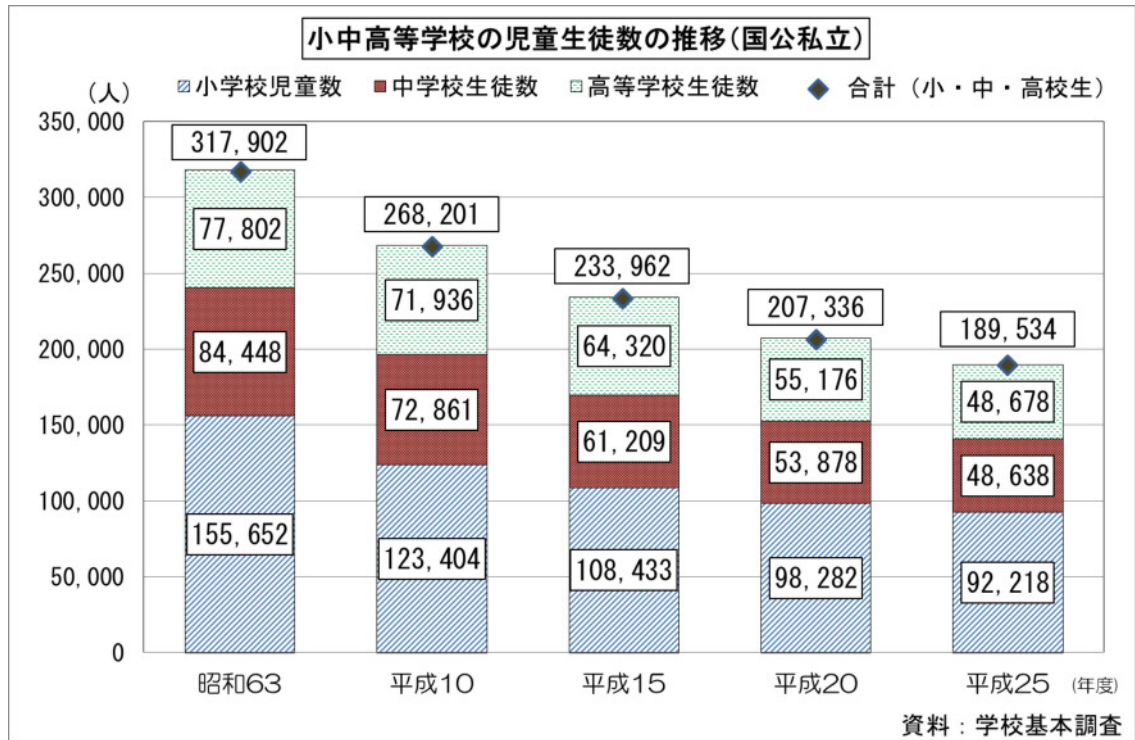
また、高等学校についても、本県の大幅な児童生徒数の減少が進む中、既存の学校数を現状のまま維持することは困難です。そのため、平成16年度から22年度にかけて「かごしま活力ある高校づくり計画」に基づき、近隣の小規模校を発展的に統合することにより再編整備を進め、さらに、大隅地域については、平成24年3月に提出された「大隅地域の公立高校の在り方検討委員会」のとりまとめを踏まえ、各地域の状況に応じた再編整備を進めてきたところです。

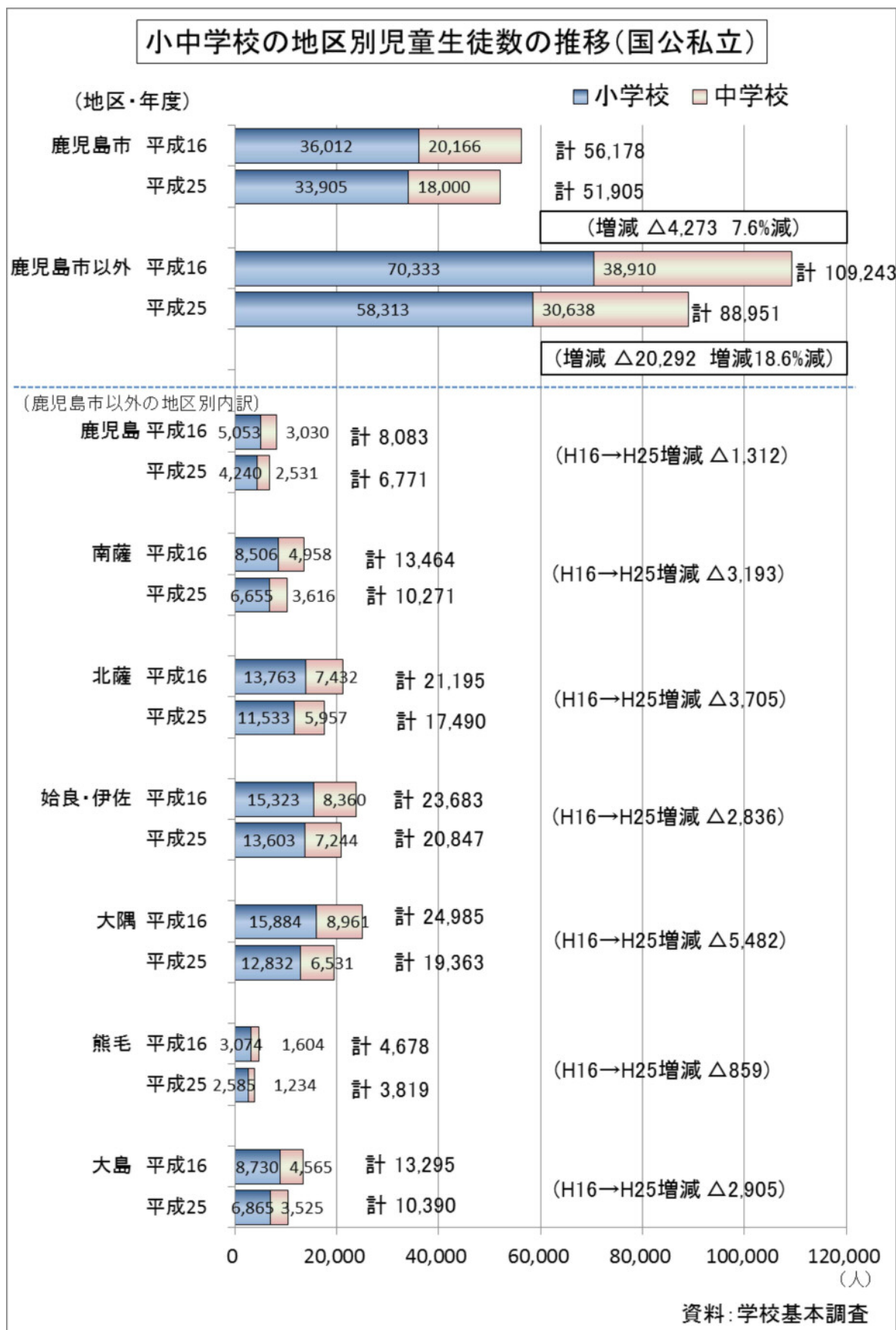
この結果、平成16年度に81校あった公立高等学校の学校数は、平成25年度には71校

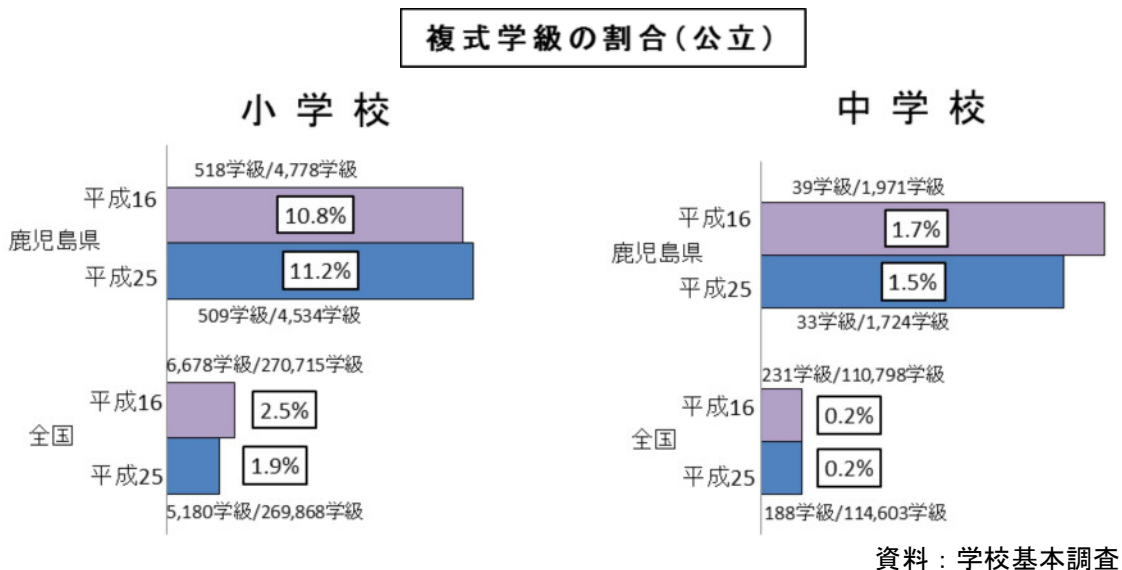
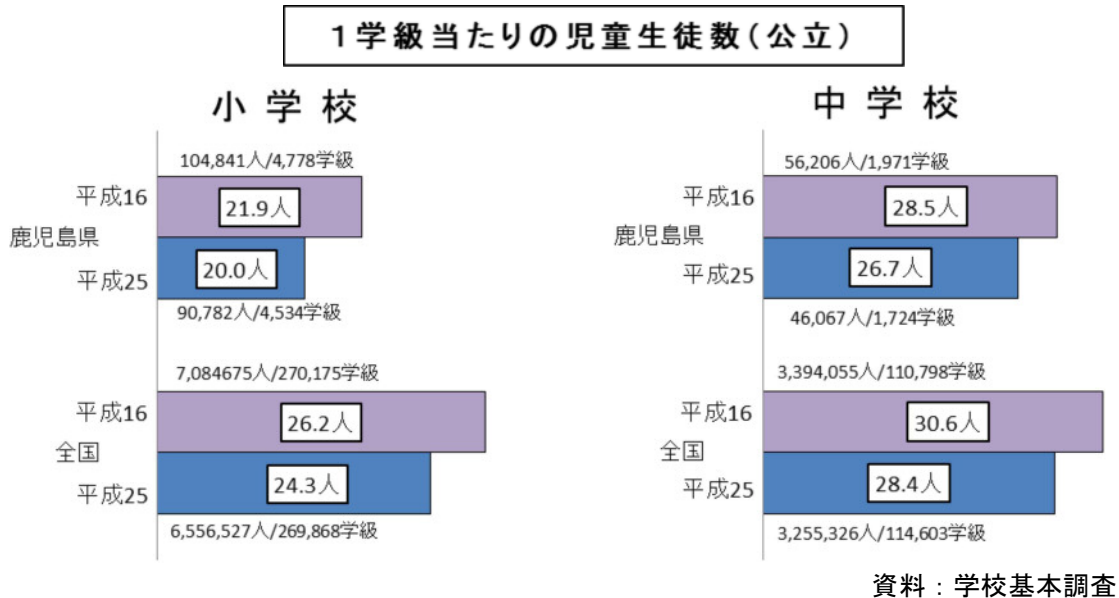
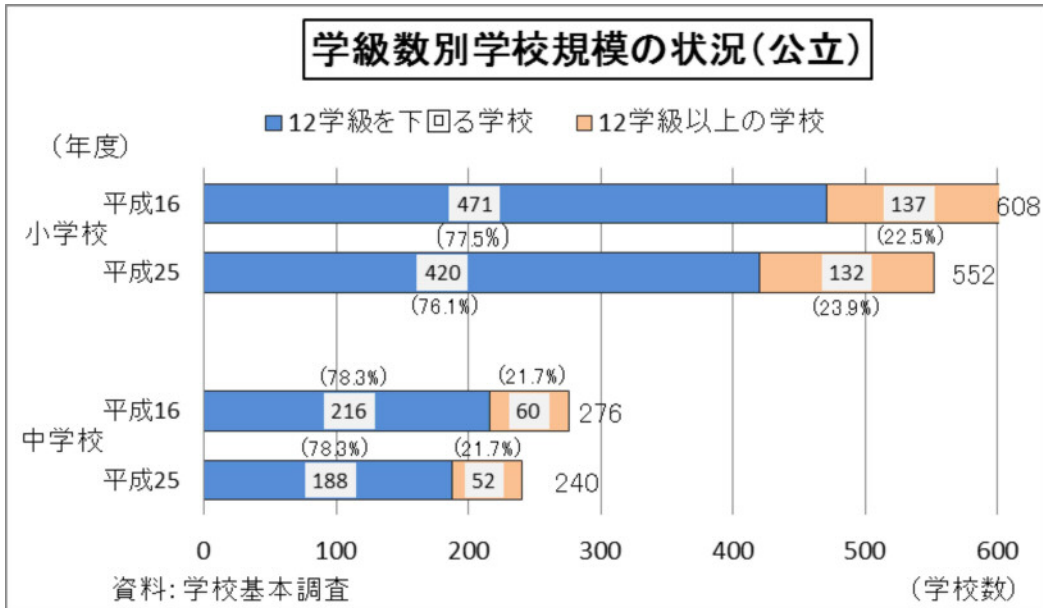
1 学校教育法施行規則第41条：小学校の学級数は、12学級以上18学級以下を標準とする。ただし、地域の実態その他により特別の事情のあるときは、この限りでない。（中学校は、同条を準用する。）

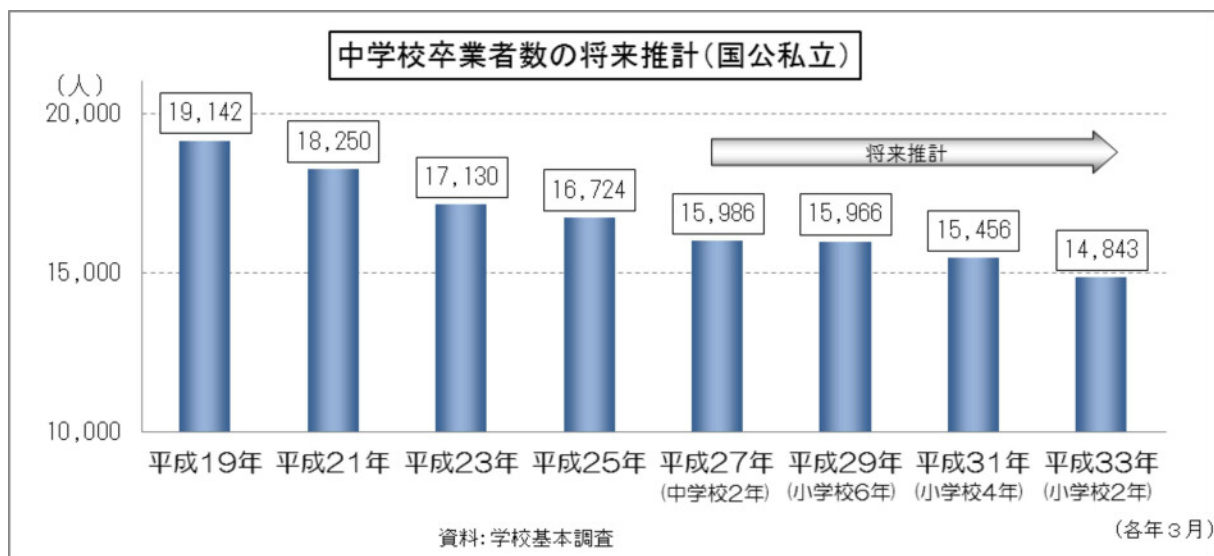
(募集停止1校を含む。)となり、平成28年度には68校となります。また、1学年2～3学級規模の小規模校の割合は、平成16年度から25年度にかけて、38%から41%と依然として高い割合を占めており、募集定員に対する入学者の充足率も95%から86%に低下しています。

さらに、本県中学校卒業生数の将来推計では、平成33年3月には25年3月の89%にまで減少するなど、高等学校の再編整備は避けて通れない課題となっており、今後も、個別にその在り方を地元と協議しながら検討していく必要があります。









公立高等学校の学校規模

学級数		2	3	4	5	6	7	8	9	県全体	県平均
平成16年度	校数	12	19	13	10	3	3	14	7	81 (校)	4.9 (学級)
	割合	38.3%			53.1%				8.6%		
平成25年度	校数	13	16	12	5	6	5	12	1	70 (校)	4.6 (学級)
	割合	41.4%			57.2%				1.4%		

(校数：第1学年の募集定員による。割合：県全体の校数に対する割合)

公立高等学校の学科別充足率

学科	普通	農業	工業	商業	家庭	その他	総合	県全体
平成16年度	0.96	0.93	0.95	0.94	0.96	0.88	0.87	0.95
平成25年度	0.89	0.76	0.88	0.82	0.92	0.71	0.91	0.86

(第1学年の募集定員に対する入学者の割合)

(2) 学力

本県の公立小中学生の学力については、毎年度、実施している「基礎・基本」定着度調査では、平成21年度と平成24年度を比較すると、3学年14教科中10教科において、平均通過率が改善しており、基礎的・基本的な知識や技能については定着が図られています。

一方で、平成25年度の全国学力・学習状況調査では、小学校の主として「知識」に関する問題（A問題）について、国語、算数ともに全国平均を上回っているものの、主として「活用」に関する問題（B問題）は、国語、算数ともに全国平均を下回るなど、課題がある状況です。また、中学校では、国語、数学のA問題、B問題ともに全国平均を下回り、特にB問題に課題があるという状況が平成19年度以降、継続しています。

今後とも、基礎的な知識や技能の確実な定着を図ることはもとより、知識や技能を活用して課題を解決するために必要な思考力や判断力、表現力等を身に付けさせることが必要です。

基礎学力の定着を図るためには家庭での学習が不可欠なことから、小学校60分、中学校90分を目安として一定の学習時間を確保する「家庭学習60・90運動」を展開していますが、全国学力・学習状況調査の結果では、月曜日から金曜日の一日当たりの学校の授業以外での学習時間について、1時間未満と回答した割合が小学生で27.9%、中学生で22.7%となっています。

また、同調査において、「国語、算数・数学で学習したことが将来、社会に出たときに役に立つと思う」と回答した割合は、国語では、小中学生とも8割を超えています。算数・数学では、中学生が77.1%となっています。また、「国語、算数・数学の勉強は大切だと思う」と回答した割合は、小学生では、両教科とも9割程度、中学校で、国語で90.1%、数学で85.7%となっています。

学習意欲は、学力の向上に大きく関わっており、今後も、子どもたちの学習意欲を高めながら学力の向上につなげていくことが必要です。

高等学校においては、生徒の将来の夢や進路希望を実現するため、それぞれの学校で、進学や就職に対応できる学力の向上が求められています。

○ 「基礎・基本」定着度調査平均通過率の比較

教科	国語		社会		算数・数学		理科		英語	
	平成21	平成24	平成21	平成24	平成21	平成24	平成21	平成24	平成21	平成24
小学校(5年生)	73.3	71.9	69.1	75.9	66.0	74.6	73.6	72.5		
中学校(1年生)	72.4	69.0	63.3	69.7	69.7	72.1	57.0	61.3	70.0	80.6
中学校(2年生)	73.7	72.0	58.9	66.7	63.2	64.7	59.5	62.9	62.5	71.6

第2章 本県教育を取り巻く環境

○ 全国学力・学習状況調査平均正答率の比較

(1) 小学校（A問題・B問題）正答率

	教科		平成25年度			平成21年度		
			県平均 正答率	全国平均 正答率	全国・ 県平均 との差	県平均 正答率	全国平均 正答率	全国・ 県平均 との差
小学校 (6年)	国語	A	64.7	62.7	2.0	70.9	69.9	1.0
		B	47.9	49.4	-1.5	49.3	50.5	-1.2
	算数	A	78.8	77.2	1.6	78.6	78.7	-0.1
		B	56.7	58.4	-1.7	52.4	54.8	-2.4

(2) 中学校（A問題・B問題）正答率

	教科		平成25年度			平成21年度		
			県平均 正答率	全国平均 正答率	全国・ 県平均 との差	県平均 正答率	全国平均 正答率	全国・ 県平均 との差
中学校 (3年)	国語	A	75.4	76.4	-1.0	76.1	77.0	-0.9
		B	64.8	67.4	-2.6	74.7	74.5	0.2
	数学	A	61.5	63.7	-2.2	61.1	62.7	-1.6
		B	39.2	41.5	-2.3	54.1	56.9	-2.8

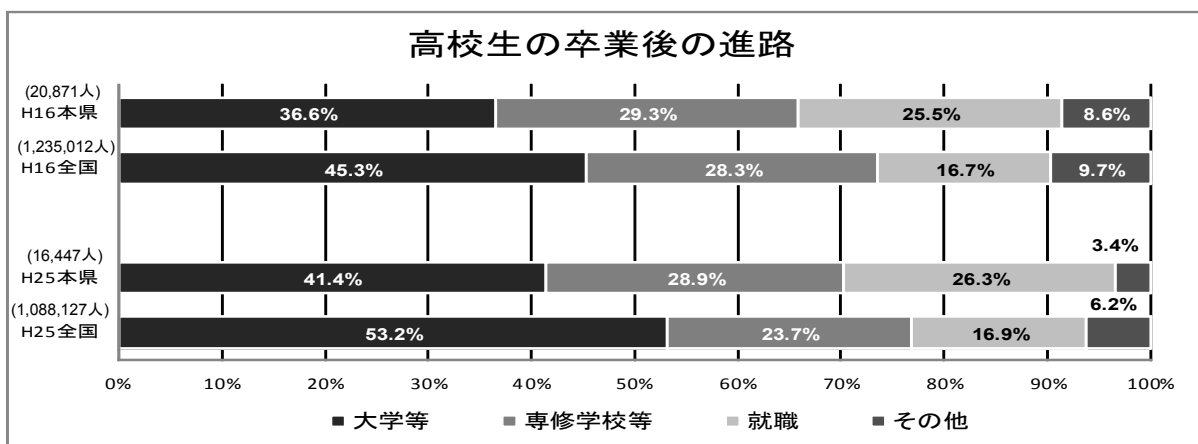
(3) 高校生の卒業後の進路

本県の高校生の卒業後の進路は、平成25年3月の卒業生（公立私立高卒者の合計。以下同じ。）で見ると、大学等への進学41.4%（全国53.2%）、専修学校等への進学28.9%（全国23.7%）、就職26.3%（全国16.9%）となっています。全国と比べて大学等の進学の割合が少なく、一方で就職や専修学校等への進学の割合が多くなっており、この傾向は平成16年度と比較しても大きな変化は見られません。この背景には、本県の高等学校がその沿革から見ても地域産業との結びつきが強く、現在でも専門学科に在籍する生徒の割合が52.4%（全国27.6%）と多いという本県の特徴があるものと考えられます。

大学等への進学の内訳を見ると、短期大学進学者の割合は減少し、4年制大学進学者は、平成16年3月の68.2%から平成25年3月の70.7%に増えています。

大学進学については、少子化の影響で、進学者の実数が減少していますが、国公立大学と私立大学の比率及び県内と県外の比率ともに、概ね4：6で推移しています。平成25年3月卒業生の国公立大学進学者は大学進学者の38.8%に当たる1,869人で、このうち39.5%が県内の国立大学へ進学しています。進学先の選定には、学力だけでなく、保護者の志向の変化や社会状況、経済状況等の様々な要因が関係しており、生徒一人一人に応じた生徒の将来の可能性を拓く指導の在り方が求められています。

就職の状況では、就職内定率を見ると、平成16年3月の91.1%から平成25年3月には98.7%と上昇しており、緩やかな景気回復が伺えます。反面、本県においては、高等学校卒業3年後の離職率が全国より高く、平成22年3月卒業生では48.0%（全国39.2%）と前年度より更に4.5ポイント高くなっており、この背景としては、リーマンショックの影響下の厳しい状況で希望外の業種に就職した者が、景気回復傾向に伴い、転職が進んだことが一因となっていると考えられます。いずれにしても個々の生徒の適性を見極め、適切な職業選択ができるよう指導に努めることが大切であり、しっかりとした職業観や責任感を身に付けた社会人として、生徒を送り出すことが求められています。



※本文中及びグラフ中の表記の詳細は以下のとおり
 大 学 等：大学の学部・通信教育部・別科，短期大学の本科・通信教育部・別科，高等学校・特別支援学校高等部の専攻科への進学者。
 専修学校等：専修学校の専門課程進学者，専修学校の一般課程及び各種学校の入学者，公共職業能力開発施設等入学者。
 就 職：就職進学者は進学に計上。
 そ の 他：一時的な仕事に就いた者，不詳・死亡の者，外国の大学等に入学した者，家事手伝いをしている者等。

(4) いじめ、不登校

いじめや不登校の問題は、今日の学校教育における重要な課題であり、県では、各種研修会の実施や資料の作成・配布などを効率的に実践し、さらに、相談体制の充実等に努めたことで、いじめや不登校の問題の解決や児童生徒一人一人の様々な実態に応じた支援ができつつあります。

平成24年度に認知したいじめの件数は、本県公立学校全体で3万件以上にのぼりましたが、平成25年3月末現在では、小学校22,455件（認知件数の99.9%）、中学校6,191件（99.7%）、高等学校3,220件（98.6%）、特別支援学校88件（100%）、合わせて31,954件（99.8%）が解消となるなど、各学校では、認知した1件1件について、解消に向けて取り組んでいます。

いじめについては、どの学校・学級でも起こりうる重大な問題ととらえ、今後とも全ての学校が、家庭や地域との積極的な連携を強め、いじめの未然防止、早期発見、早期対応に取り組む必要があります。また、携帯電話やスマートフォン、パソコンを用いた「ネットいじめ」など新たな課題について、情報モラルの教育を徹底するなどの対応が必要です。

また、不登校については、平成24年度の不登校児童生徒数は2,268人となっており、依然として憂慮すべき状況です。

不登校の児童生徒の不安や悩みに適切に対応できるよう相談体制の充実を図るとともに、学校への復帰に向けて、家庭での過ごし方も含め、一人一人の状況に応じた個別支援計画をもとに、スクールカウンセラー¹等を活用しながら、家庭、関係機関と連携し、継続的に対応する必要があります。

○ いじめの解消件数（平成25年3月31日現在）（件）

	認知件数(1)	25年3月末時点での 解消件数(2)	解消率 (2)/(1)×100
小学校	22,469	22,455	99.9%
中学校	6,208	6,191	99.7%
高等学校	3,266	3,220	98.6%
特別支援学校	88	88	100%
合計	32,031	31,954	99.8%

資料：平成24年度児童生徒の問題行動等の概要

○ 不登校児童生徒数の推移（30日以上欠席者：人）（在籍者数に占める割合：%）

	H20	H21	H22	H23	H24
小学校	279 (0.29)	219 (0.23)	235 (0.25)	223 (0.24)	244 (0.27)
中学校	1,378 (2.69)	1,371 (2.74)	1,297 (2.68)	1,275 (2.68)	1,235 (2.65)
高等学校	815 (2.05)	825 (2.13)	991 (2.62)	881 (2.43)	789 (2.26)
合計	2,472 (1.32)	2,415 (1.31)	2,523 (1.40)	2,379 (1.35)	2,268 (1.31)

資料：平成24年度児童生徒の問題行動等の概要

※ 不登校となったきっかけと考えられる状況（主なもの）

- ①無気力（28.9%） ②不安など情緒的混乱（23.5%）
③いじめを除く友人関係をめぐる問題（16.5%）など

1 スクールカウンセラー：臨床心理士など、児童生徒の臨床心理に関して高度に専門的な知識及び経験を有する者。

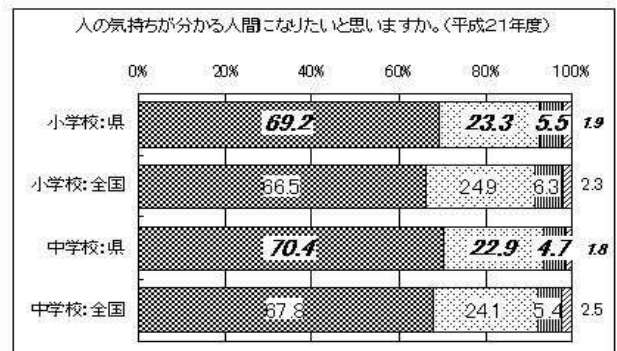
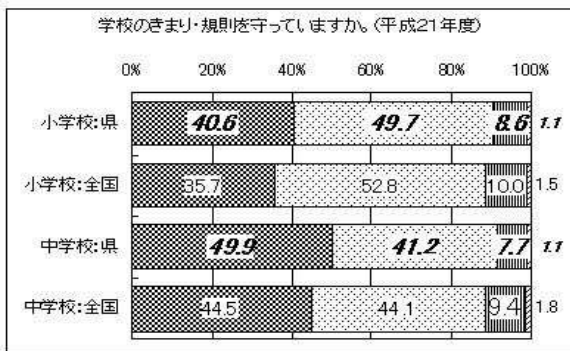
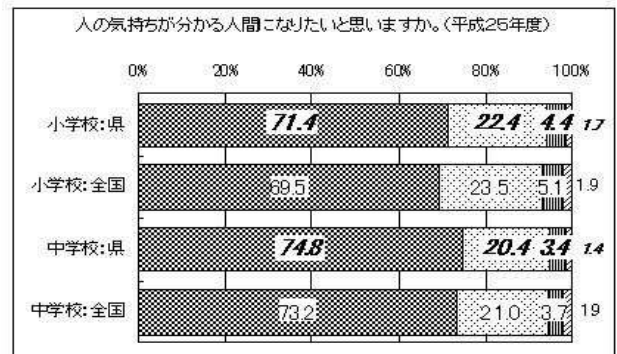
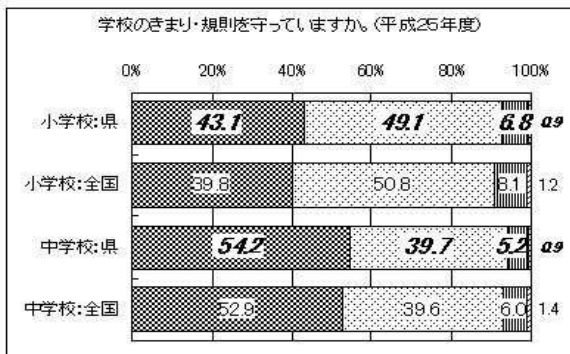
(5) 規範意識

今日、本来子どもが身に付けるべき礼儀や生活習慣、社会的マナー等が十分に備わっていないことなどが指摘されています。

改正教育基本法においては、これまでの「個人の尊厳を重んじるべきこと」などの理念を継承しつつ、「公共の精神」や「伝統と文化の尊重」などが新たに教育の目標とされ、平成19年6月に改正された学校教育法においても、公共の精神や規範意識、我が国や郷土を愛する態度等を養うことが明記されました。

平成25年4月に実施された全国学力・学習状況調査で、「学校のきまり・規則を守っている」と回答した本県児童生徒が、小学校で92%（全国91%）、中学校で94%（全国93%）となるなど、ともに全国平均よりも上回っています。

今後も、子どもたちが思いやりの心を持ち、豊かな人間性を備えるために、全教育活動を通して、規範意識の涵養を図ることが必要です。



- 「当てはまる」
- 「どちらかと言えば当てはまる」
- 「どちらかと言えば当てはまらない」
- 「当てはまらない」

(6) 基本的な生活習慣

基本的な生活習慣については、まず、食生活において、「食」を大切にする心の欠如、「食」の安全性、伝統ある食文化の喪失等の問題が指摘されています。そこで、食育を国民運動として展開していくことを目的として、平成17年に食育基本法が制定されました。各学校においては、これらを踏まえた取組により、食に関する指導の計画を作成している学校の割合及び朝食を毎日食べる児童生徒の割合が向上するなど、食に関する指導の成果が現れてきています。今後も引き続き、食に関する指導の全体計画や年間指導計画に基づいた指導など、各学校の実態に応じた組織的な取組を推進していく必要があります。

子どもたちの健康的な生活習慣等を学校と家庭、地域の関係機関等がともに協議する学校保健委員会については、各学校において年間2回以上の開催を推進してきたところです。しかし、小中学校の学校保健委員会への学校医等の参加率が50%台であることから、今後、更に学校医等との連携を深め、学校保健委員会の充実を図る必要があります。

さらに、携帯電話の所持率は、平成24年度から25年度に小学校で4.8ポイント増加するなど、どの校種でも年々増加傾向にあります。スマートフォンの所持率は、中学生の所持者の4割、高等学校では8割にも上っており、今後も更にその割合が高くなることが推測されます。今後、いわゆるネットいじめやネット依存などの諸問題に対応するために、各学校で情報モラル教育を充実させるとともに、家庭や地域並びに警察等の関係機関と連携した取組を推進していく必要があります。

食生活の乱れやネット依存等子どもの生活習慣の乱れは、健康の維持に悪影響を及ぼすだけではなく、生きるための基礎である体力の低下、気力や意欲の減退、集中力の欠如等精神面にも悪影響を及ぼすと言われています。

子どもたちが心身ともに健やかに育っていくためには、学校、家庭が連携し「家庭学習60・90運動」¹や「早寝早起き朝ごはん」²などの取組を通じて、適切な生活習慣を確立することが必要です。

○ 小学生・中学生・高校生の朝食の摂取状況 (%)

	朝食を摂る児童生徒の割合		
	平成20年度	平成22年度	平成24年度
小学5年生	97.3	99.1	99.4
中学2年生	98.0	98.2	98.2
高校2年生	93.6	95.8	96.8

資料：保健に関する実態調査

1 家庭学習60・90運動：13ページ参照。

2 早寝早起き朝ごはん：日本PTA全国協議会と文部科学省等が中心になって「子どもたちの正しい生活リズムの確立」を目的に提唱し、平成18年度から始まった国民運動。

○ 児童生徒の携帯電話の所持状況 (％)

	携帯電話を所持している児童生徒の割合					
	平成22年度	平成23年度	平成24年度	※うちスマートフォン所持者	平成25年度	※
小学校	6.8	10.1	16.9	8.5	21.7	12.4
中学校	15.8	20.0	23.1	28.7	26.7	45.9
高等学校	89.8	93.8	94.7	48.0	95.0	81.8
特別支援学校	14.7	14.7	18.4	21.1	18.0	38.5

資料：平成25年度「携帯電話・インターネット利用実態調査」

(7) 特別支援教育

現在、発達障害を含む障害のある全ての幼児児童生徒の教育的ニーズに応じて、適切な指導及び必要な支援を行う特別支援教育が推進されており、また、国において、共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム¹構築のための特別支援教育の推進方策が提言されたこと等を踏まえ、今後、一人一人への指導・支援や相談・支援体制の一層の充実を図ることが求められています。

本県においても、特別支援教育の対象となる幼児児童生徒数は増加傾向にあり、近年、特別支援学校で約40人、小中学校の特別支援学級で約200人規模で毎年増加しています。

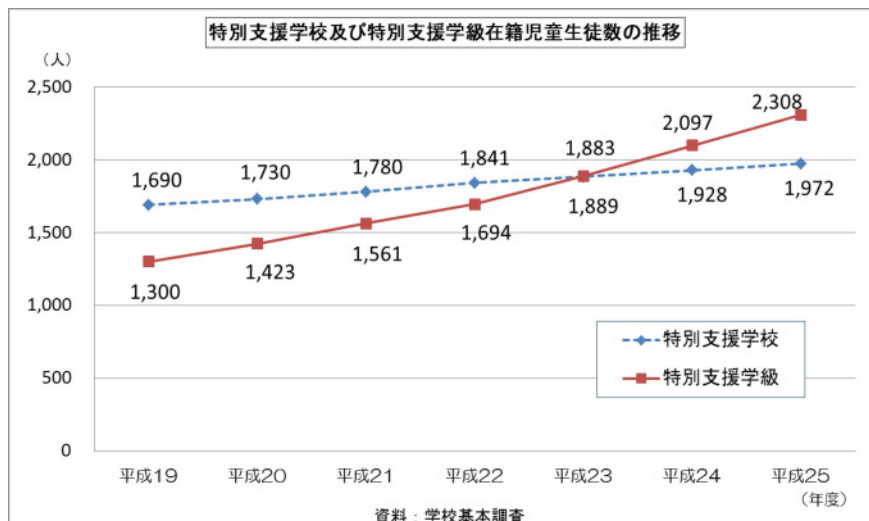
発達障害を含む障害のある幼児児童生徒への支援体制については、全ての公立幼稚園、小中学校、高等学校において、特別支援教育に関する校内委員会の設置や実態把握、コーディネーターの指名がなされているほか、巡回相談の実施回数や諸研修の受講者数、市町村に配置された特別支援教育支援員数が年次的に伸びるなど、着実に整備されつつあります。

しかし、対象児童生徒が在籍している小中学校のうち、91%の学校で個別の教育支援計画の作成がなされているのに対し、幼稚園では62%に、高等学校では47%に、それぞれとどまっていることから、今後、就学前から学校卒業までの一貫した支援体制を構築するためにも、幼稚園や高等学校における個別の教育支援計画の作成・活用を促進していく必要があります。

さらに、平成25年9月に、視覚障害者等の就学先を決定する仕組みが改正されたこと、また、幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズに的確に応えることができるよう、多様な学びの場における指導の充実を図る必要があることなどから、教職員一人一人の専門性向上を図るとともに、保護者の障害受容や円滑な支援につなげるための関係部局と連携した早期からの教育相談・支援体制を確立していく必要があります。

特別支援学校については、児童生徒の社会的自立に向けて教育機能を更に強化する必要があるほか、地域でのコーディネーター機能を発揮して、特別支援教育のセンター的役割を一層発揮することが求められています。また、本県の特性を踏まえて、特に高等部教育の充実が求められています。

1 インクルーシブ教育システム：人間の多様性の尊重等の強化、障害者が精神的及び身体的な能力等を可能な最大限まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能とするとの目的の下、障害のある者となない者が共に学ぶ仕組み。



(8) キャリア教育

世界経済のグローバル化に対応した企業のコスト削減やリーマンショック後の採用抑制等により、フリーターやパート、派遣労働者等の非正規労働者が増加するなど、雇用形態も多様化してきています。

また、本県においては、高等学校卒業後3年間の離職率が全国より高い傾向にあります。早期離職の理由としては、求人側と求職者とのミスマッチ、コミュニケーション能力の不足、離職への抵抗感が薄れてきたことなどが挙げられています。

児童生徒が将来、社会人、職業人として自立していくためには、早い段階から自分の生き方について考えるきっかけを与えるとともに、コミュニケーション能力を育成することが重要です。小学校では、夢や希望を持ち、目標に向けて努力する態度を育成すること、中学校では、様々な職業があることを理解させ、自らの適性について考えさせること、高等学校では、自らの進路について具体的に考えさせ、社会に出ていく準備を行うことなど、発達段階に応じたキャリア教育の充実が必要です。

このようなことから、本県では、第1期計画に基づき取組を進めてきた結果、児童生徒の社会的・職業的自立に向けた、職業観、勤労観を醸成するキャリア教育は浸透しつつあり、学校単位での職場体験・インターンシップの実施は、公立中・高等学校ともに100%を達成しました。

今後、更にキャリア教育を推進するためには、様々な職場での体験学習・インターンシップ、企業経営者等による話を聞く体験をさせる機会の増加を図るとともに、事前・事後の学習を充実させ、その後の学習に生かす必要があります。また、キャリア教育に関する調査を通して、児童生徒の意識の高揚や心の変容を確認することが必要です。

(9) 体力や運動能力

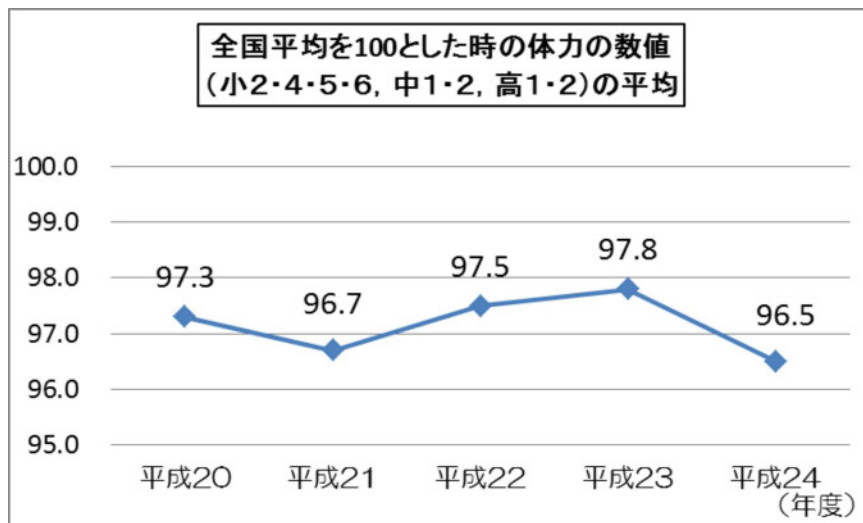
近年、生活環境の変化による児童生徒の運動量や屋外で体を動かす機会の減少等が見られ、児童生徒の体力、運動能力は全国、本県ともに低下傾向にあり、また、体力・運動能力調査において全国平均を100とした時の本県の児童生徒の体力の数値は、平成24年度が96.5%であり、全国平均に達していない状況です。

子どもの体力は、生涯にわたって健康で活力ある生活を営む基礎となるものであり、体力向上は大変重要な課題です。

また、体格については、身長・体重・座高等が徐々に全国平均に近づいてきているものの、肥満傾向児¹の出現率が年々高くなっています。

肥満の主な原因としては、食生活の乱れ、不規則な生活、運動習慣の欠如等が挙げられることから、今後、子どもたちに、望ましい食習慣や生活習慣等を身に付けさせることが必要です。

体力・運動能力調査等の結果を活用した体力向上の取組等により、全小中学校の「一校一運動」の実施率は100%となっていますが、「チャレンジかごしま」²への参加率は50%にとどまっているため、児童生徒が楽しみながら運動に親しむ機会をつくり、運動への興味・関心を一層高める必要があります。



※ 小学校2・4・5・6学年、中学校1・2学年、高等学校1・2学年男女が実施した「体力・運動能力調査」における測定結果の平均。

※ 測定種目は、握力、上体起こし、長座体前屈、反復横とび、20mシャトルラン、50m走、立ち幅とび、ボール投げ。

1 肥満傾向児：次の算式から得られる肥満度が20%以上の者。

$$\text{肥満度} = (\text{実測体重} - \text{身長別標準体重}) \div \text{身長別標準体重} \times 100\%$$

※ 身長別標準体重とは、年齢別、性別に定められた係数と実測身長により得られる体重のこと。

2 チャレンジかごしま：県内の小学校の児童の体力を更に向上させるために、学級を単位として縄跳びや一輪車乗り等に挑戦するもの。

(10) 安全・安心な教育環境の整備

近年、学校に不審者が侵入して児童生徒や教職員の安全を脅かす事件や通学路で児童生徒に危害を加える事件が発生し、大きな社会問題となっています。また、児童生徒の交通事故や水難事故の発生が後を絶たない状況です。

児童生徒に防犯を含む生活安全や交通安全等についての教育を行うとともに、学校における児童生徒の安全を守るための体制整備や児童生徒が安心して安全に暮らせる地域社会づくりが求められています。

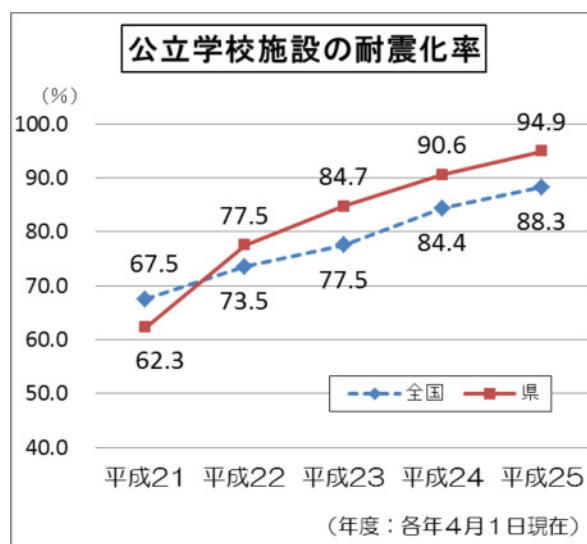
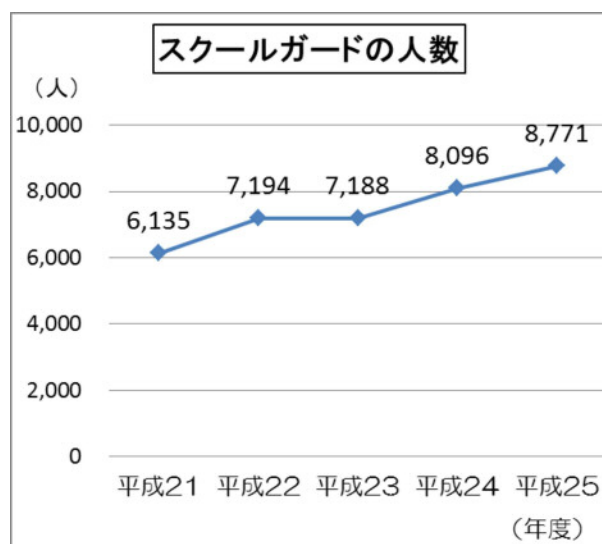
本県では、これまでの取組により、スクールガード・防犯ボランティア等研修会、各学校における防犯教室、防災教育モデル実践事業等により、学校における安全性の向上が図られてきています。

今後は、事件・事故、自然災害に対応するため、学校内の施設設備の安全点検や交通安全を中心とした通学路における指導の充実と安全点検の取組及び避難訓練など、児童生徒等の安全を守るための取組を推進していく必要があります。

また、公立学校施設は、児童生徒の学習・生活の場であるとともに、災害時には地域住民の応急避難場所としての役割を果たすため、その安全性の確保は極めて重要です。

本県公立学校の建物構造体の耐震化率は、平成22年度から全国平均を上回り、平成25年4月現在では94.9%となっています。

建物自体の耐震化だけでなく、屋内運動場等の吊り天井等の落下防止対策など非構造部材の耐震化も求められています。



(11) 家庭・地域の教育力

近年の核家族化，少子化等，家族形態の変化や地域のつながりの希薄化に伴い，本来，子どもが身に付けるべき礼儀や生活習慣，規範意識や社会的マナーが十分備わっていないなど，家庭や地域における教育力の低下が指摘されています。

家庭は，教育の原点であり，幼児期からの親と子の愛情を基盤とした日常的な営みの中から，命の大切さや基本的な生活習慣，他人への思いやりや善悪の判断等の倫理観を身に付ける上で重要な役割を担うものです。

また，地域社会には，子どもたちの日常を見守り，家庭における子育て支援や青少年健全育成等の取組，大人や異年齢の友人との交流を通じた様々な体験による人間性の育成等が求められています。

本県においては，高い組織率を誇る子ども会や会員数約20万人のPTA連合会，地域女性団体や青年団，公民館等，地域づくりや家庭教育の充実，青少年の健全育成を目指して活動している多くの社会教育関係団体があり，それぞれの団体が地域に根ざした活動を行っています。

近年は，学校応援団など全市町村で地域による学校支援を行うための組織が設置され，また，家庭教育相談員養成が進むなど，市町村における「地域の中の学校づくり」の体制が整備されるとともに，地域ぐるみの子育てを支援する気運が高まりつつあります。

また，平成25年10月には，鹿児島県家庭教育支援条例が制定され，平成26年4月1日から施行されます。

今後，さらに，本県において昔から引き継がれている教育的資源や伝統を生かしつつ，家庭や地域の教育力を高めるためには，市町村教育委員会等との連携を図りながら，地域コーディネーターの養成と資質向上，家庭教育相談員の積極的な活用や企業等への理解等を，更に促進していく必要があります。

○ 学校応援団の推進状況

年 度	平成21	平成22	平成23	平成24
取組市町村数	8	11	24	43(全市町村)
地域本部数	24	40	98	188
取組学校数(小中学校)	52	77	197	396
学校支援ボランティア登録者数(人)	3,864	5,829	8,561	12,771

資料：社会教育現状調査

○ 家庭教育に関する研修会等の実施状況

(人)

年 度	平成21	平成22	平成23	平成24
家庭教育相談員研修会参加者数	26	20	38	35
家庭教育相談員累積数(H14～)	436	456	494	529
家庭教育学級研修会参加者数			161	216
家庭教育学級講座への参加者数	82,358	79,460	105,635	119,078

資料：社会教育現状調査

(12) 子どもたちの文化活動

本県に数多く残っている地域の伝統芸能・行事や郷土訓¹等の文化資産は、生活の一部となるなど、精神的なよりどころとなっています。

また、各学校では、地域の文化資産を取り入れた教育活動を行うとともに、音楽や演劇等を鑑賞する機会を設けている学校も多く、豊かな心や感性、創造性、感動する心等の育成に取り組んでいます。

一方で、少子高齢化・過疎化による担い手不足等により、それらの文化資産を保存・継承することが難しくなっています。

子どもたちに郷土の伝統文化や様々な芸術に親しませることは、郷土に誇りを持つ心の醸成や、鹿児島県の歴史や文化を生かした地域づくり、郷土芸能や伝統行事等の担い手の育成からも欠かせないものです。

これまで、本県に数多く残っている地域の郷土芸能や伝統行事など、文化資産の保存・継承、新たな文化財指定による文化財の保護に努めてきました。このことにより、子どもたちをはじめ、県民が郷土の歴史や身近な文化財に触れ、学び、親しむことなどによって郷土を愛する心の醸成が図られてきています。今後も、文化資産や文化財等の学校活動や地域活動への更なる活用を推進する必要があります。

○ 文化庁事業「次代を担う子どもの文化芸術体験事業」鑑賞者数（直近5年）

年度	県内公演数		県内鑑賞者数
20	31公演	15市町	8,171人
21	28公演	13市町	7,646人
22	37公演	18市町	11,582人
23	70公演	20市町	23,622人
24	56公演	14市町	22,831人

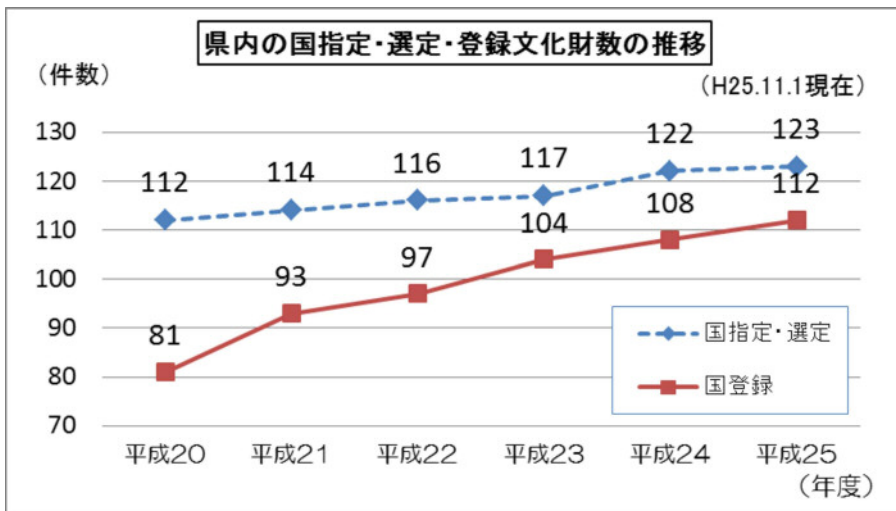
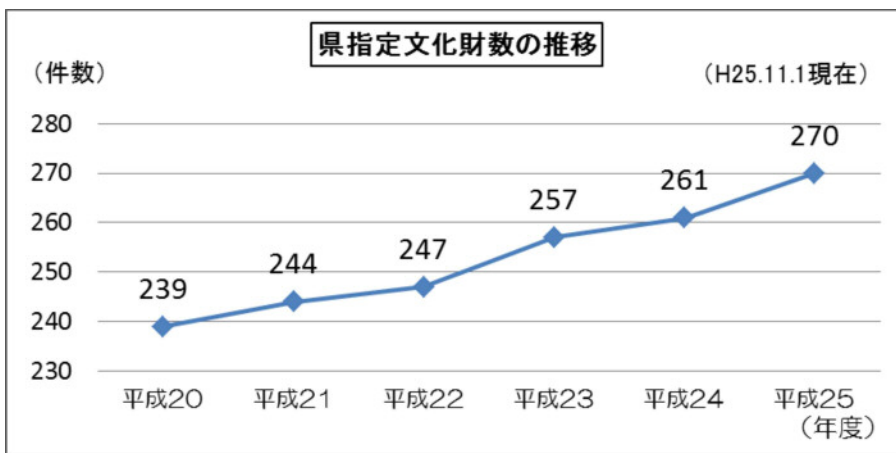
※ 標記「次代を担う子どもの文化芸術体験事業」は、県内の児童生徒に優れた舞台芸術（例：オーケストラ、演劇、合唱など）を鑑賞する機会を提供するもの

1 伝統芸能・行事や郷土訓の例：おなん講、鬼火たき、カセダウチ、くも合戦、十五夜ソラヨイ、諸鈍シバヤ、川内大綱引、曾我どんの傘焼、トシドン、初午祭り、浜おり、平瀬マンカイ、妙円寺詣り、弥五郎どん祭り、流鏝馬、六月灯、奄美の島唄、田の神、南洲遺訓、日新公いろは歌、出水兵児修養掟 など。

○ 県事業「青少年のための芸術鑑賞事業」鑑賞者数（直近5年）

年度	県内公演数		県内鑑賞者数
	公演数	市町	
20	20公演	12市町	8,026人
21	22公演	15市町	8,004人
22	15公演	10市町	4,621人
23	21公演	15市町	9,199人
24	15公演	9市町村	4,705人

※ 標記「青少年のための芸術鑑賞事業」は、県内の児童・生徒に優れた舞台芸術（器楽、声楽、邦楽、バレエの4種目）を鑑賞する機会を提供するもの



第3章 基本目標

基本目標：「あしたをひらく心豊かでたくましい人づくり」

- 1 知・徳・体の調和がとれ、主体的に考え行動する力を備え、生涯にわたって意欲的に自己実現を目指す人間
- 2 伝統と文化を尊重し、それらを育んできた我が国と郷土を愛する態度を養い、これからの社会づくりに貢献できる人間

本県は、日本列島の南に位置するという地理的条件から、古くから中国や韓国、東南アジアをはじめ世界の国・地域の文化と接しながら、独自の歴史や文化を作り上げてきました。「郷中教育」や「日新公じっしんこういろは歌」などの教えもあり、日本の黎明期をリードした西郷隆盛や大久保利通など、多くの偉人も輩出してきています。

また、本県には、教育を大事にする伝統や風土があり、豊かな自然、日本の近代化をリードした歴史、地域に根ざした個性あふれる文化、全国に誇れる農林水産業等の産業、様々な分野で活躍している人材等の教育的資源も豊富です。また、地域全体で子どもたちを育てるといった伝統的な地域の教育力も残っています。

本県では、これらの教育的資源も活用しながら、平成21年2月に鹿児島県教育振興基本計画を策定し、その中で10年後を見据えた教育の姿として、基本目標を「あしたをひらく心豊かでたくましい人づくり」、目指す人間像を「知・徳・体の調和がとれ、主体的に考え行動する力を備え、生涯にわたって意欲的に自己実現を目指す人間」、「伝統と文化を尊重し、それらを育んできた我が国と郷土を愛する態度を養い、これからの社会づくりに貢献できる人間」と設定し、取組を進めてきました。

これからの5年間も、これらの基本目標及び目指す人間像を踏まえつつ、計画の実施から5年が経過した現在の社会状況の変化や、これまでの取組により生じた新たな課題等を踏まえながら、本県教育の取組における視点や施策の方向性を設定し、具体的な施策を体系化することとします。

1 知・徳・体の調和がとれ、主体的に考え行動する力を備え、生涯にわたって意欲的に自己実現を目指す人間

子どもたちは、「未来からの預かりもの」であり、一人の人間としてかけがえのない存在であることから、その価値を尊重するとともに、自立した存在として生涯にわたる成長を支える必要があります。

知識基盤社会¹の一層の進展が予想される今日においては、一人一人が学ぶことの

1 知識基盤社会：3ページ参照。

楽しさを知り、基礎的・基本的な知識・技能を習得し、それらを活用して課題を解決するために必要な思考力や判断力、表現力等を身に付けることが必要です。また、生涯にわたって自ら学び、自らの能力を高め、自己実現を目指そうとする意欲、態度を育成することが大切です。

また、未来を担う子どもたちは、社会生活を送る上で、規範意識、自律心、誠実さ、勤勉さ、公正さ、責任感、倫理観、感謝や思いやりの心、他者の痛みを理解する心、生命を大切に作る心、礼節を重んじる心、自然を愛する心、美しいものに感動する心などを身に付ける必要があります。特に、今日は、集団生活の中で豊かな人間関係を構築していくために、人権尊重の涵養を図り、心の通う対人交流の能力の素地を養うことが求められています。

さらに、近年は、子どもの体力・運動能力を向上させる取組や、多様化する健康問題への対応が課題となっています。健やかな体は、人間の心の発達・成長を支え、人として創造的な活動をするために重要なものです。子どもたちがたくましく成長し、充実した人生を送ることができるよう、生涯にわたってスポーツに親しむ習慣や体力・運動能力を身に付けさせるとともに、心身の健康づくりに必要な知識、習慣も身に付けさせることが必要です。

2 伝統と文化を尊重し、それらを育んできた我が国と郷土を愛する態度を養い、これからの社会づくりに貢献できる人間

本県とアジア主要都市を結ぶ交通網の発達により、アジア各国との交流が盛んになるなど、この5年間でグローバル化は一層進展しています。また、近年は、本県に在住する外国人の増加により外国人の子どもも増えており、言葉や文化の違いなど学校や地域では新たな対応が求められています。このような中で、自らが国際社会の一員であることを自覚し、自分とは異なる文化や歴史の中にいる人々と共生していくことが重要な課題となっています。

このためには、伝統と文化を尊重し、それらを育んできた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うことが必要です。

また、身近な地域社会の課題の解決にその一員として自ら主体的に参画し、地域社会の発展に貢献しようとする意識や態度を育むこともますます必要となってきます。

少子高齢化・過疎化が急速に進行する本県では、地域づくりの担い手の減少や地域の活力の衰退などが予想され、今後、一人一人が、地域社会の課題を自分自身のものとして捉え、積極的に行動することが求められています。

互いに支え合い協力し合う互助の精神に基づき、個人の主体的な意思により、自分の能力や時間を他人や地域社会のために役立てようとする意識を高めることが重要です。そして、自らが国づくり、社会づくりの主体であるという自覚と行動力、社会正義を行うために必要な勇気、公共の精神、社会規範を尊重する意識や態度などを育成していく必要があります。

第4章 今後5年間に取り組む施策

1 本県教育の取組における視点

基本目標「あしたをひらく心豊かでたくましい人づくり」の実現に向けて、次の視点から施策の推進を図ります。

(1) 時代を超えて変わらない価値のあるものの尊重

教育には、「不易（時代を超えて変わらない価値のあるもの）」と「流行（時代の変化とともに変えていく必要があるもの）」があると言われています。個人の尊重、自律心と責任感、他人を思いやる心、公共の精神、規範意識、伝統や文化を大切にする心、幅広い教養や健やかな体などの豊かな人間性は、いつの時代の教育でも大切に育んでいかなければならないものであり、施策の推進に当たって重要視されるものです。

(2) 社会の変化への的確かつ柔軟に対応する能力の育成

時代の変化に対応した教育を行わなければ、硬直した画一的な教育となり、個人や社会の活力を減退させることにもなりかねません。

社会の変化に柔軟に対応するための創造力や、問題を自らの力で解決していこうとする主体的な態度、また、今後ますます進展するであろうグローバル化や情報化社会に対応できるコミュニケーション能力、ICT¹を活用する能力等を身に付けた人材の育成を目指します。

(3) 学校・家庭・地域・企業等の積極的な連携・協働

学校は、一人一人の個性に応じて、基礎的・基本的な知識・技能や学ぶ意欲をしっかり身に付けさせるとともに、情操を豊かにする教育や健やかな体を育む教育を行い、児童生徒の能力を最大限に伸ばしていくという役割があります。

家庭は、教育の原点であり、家庭教育は、全ての教育の出発点です。子どもに社会生活を送るために必要な習慣を身に付けさせ、自立心を育成し、心身の調和のとれた発達を図ることが求められます。

地域は、社会の基本的単位である家庭を支えるとともに、大人や異年齢集団の中での交流を通じた様々な体験の積み重ねによる人間性の育成など、子どもが家庭・地域の中で役割を果たし、自立した個人として成長する上で、非常に大きな役割を担っています。

1 ICT：Information and Communication Technologyの略。情報コミュニケーション能力、情報通信技術と訳される。

IT（Information Technology：情報技術）と同義。

企業は、学校等と連携した職業教育¹・キャリア教育²への協力、企業としての教育力や資源を活用した取組、社員のワーク・ライフ・バランス³の確保のための取組等により、社会的責任として、地域社会の教育力向上のため、役割を担っていくことが求められています。

これまでの成果を踏まえつつ、学校、家庭、地域、企業等それぞれの本県教育における役割を再度見直し、まずは各々の役割を確実に果たすとともに、積極的に他に働きかけて成果を増幅させるなど、それぞれとの連携や協働を図りながら施策を推進します。

(4) 郷土の教育的な伝統や風土の活用

本県には、教育を大事にする伝統や精神、風土があり、豊かな自然、日本の近代化をリードした歴史、地域に根ざした個性あふれる文化、全国に誇れる農林水産業等の産業、様々な分野で活躍している人材など教育的資源も豊富です。

特に、平成30年には明治維新150周年を迎えることから、それに中心的役割を担った鹿児島の歴史や先人の遺業について、国内外を問わず改めて再認識されることが期待されます。

また、地域全体で子どもたちを育てるという伝統的な地域の教育力も残っており、これらを有効活用して施策を推進します。

-
- 1 職業教育：児童生徒が働くことの意識や専門的な知識・技能を習得することの意義を理解し、将来の職業を自らの意思と責任で選択できるよう、専門的な知識・技能を習得させていく教育。
 - 2 キャリア教育：児童生徒一人一人の社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てることを通して、キャリア発達を促す教育。
 - 3 ワーク・ライフ・バランス：仕事と生活を調和させることで、働く人が仕事上の責任と、仕事以外の生活でやりたいことや、やらなければならないことの両者を無理なく実現できる状態のこと。

1 本県教育の取組における視点

2 本県教育施策の方向性

「1 本県教育の取組における視点」を踏まえ、基本目標の実現のために、今後5年間に取り組む施策の方向性を以下の5点に整理します。

I 規範意識を養い、豊かな心と健やかな体を育む教育の推進

基本的な生活習慣や人としてしてはならないことなど、社会生活を送る上で持つべき最低限の規範意識を養うとともに、法やきまりを遵守し、適切に行動できる人間を育てることが重要です。また、子どもたちが、安心して学習に取り組むためには、所属する集団の仲間による支援や助言等が不可欠です。

本県には、「負けるな、嘘を言うな、弱い者をいじめるな」など、困難に直面したときにあきらめずに努力することや他人を思いやる心を持たなければならないという教えもあります。

変化の激しいこれからの社会を生き抜いていく上で、子どもたちの規範意識を養い、他人を思いやる心や感動する心など豊かな人間性やたくましく生きるための健康や体力を育む教育を推進します。

II 能力を伸ばし、社会で自立する力を育む教育の推進

子どもたちが、変化の激しいこれからの社会を生き抜いていくために、基礎・基本を確実に身に付けるとともに、自ら学び、考え、主体的に判断、行動し、よりよく問題を解決する能力を育む教育を推進します。

また、伝統や文化を尊重し、それらを育んできた我が国と郷土を愛する態度を養うことや望ましい勤労観・職業観を身に付けさせます。

さらに、環境教育や情報教育などの社会の変化に対応した教育や、子ども一人一人の自立と社会参加に向けて障害の状態や教育的ニーズに応じる特別支援教育を推進します。

III 信頼される学校づくりの推進

学校においては、教育の目標が達成されるよう心身の発達段階に応じて、組織的・体系的な教育が行われなければなりません。

学校がこの役割を十分に果たし、信頼される学校づくりを推進することは、活気ある地域社会づくりにもつながります。

また、信頼される学校づくりの推進に当たっては、教職員の資質向上や安全・安心な環境づくりなどにも取り組みます。

IV 地域全体で子どもを守り育てる環境づくりの推進

教育の振興には、地域の担う役割は大きいものがあります。本県には、「人の子も我が子も地域の子」という言葉があるように、子どもを地域で育てるという風土が、現在でも残っています。

今後も、全ての県民が地域全体で子どもを守り育てるための取組を推進します。

V 生涯学習社会へ向けた環境づくりとスポーツ・文化の振興

生涯学習社会の中で、子どもから大人まで全ての県民が、自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたって、あらゆる機会にあらゆる場所で学ぶことができ、その成果を適切に生かすことができる環境づくりを目指します。

また、スポーツ活動は、心身両面にわたる健康の保持増進に資するものであり、郷土の伝統文化や文化財を守り育て、様々な芸術に親しむことは、ふるさとの理解や豊かな感性の涵養に必要なものです。平成32年には本県で国民体育大会を開催する予定であり、県民の間にスポーツを一層普及させるとともに、平成27年に開催予定の国民文化祭に向けて、本県の文化を更に発展させるなど、スポーツや文化の振興を図ります。

基本目標と施策の関連図

10年後を見据えた教育の姿

(平成21年度～25年度)

(平成26年度～30年度)

《基本目標》:「あしたをひらく心豊かでたくましい人づくり」

- 1 知・徳・体の調和がとれ、主体的に考え行動する力を備え、生涯にわたって意欲的に自己実現を目指す人間
- 2 伝統と文化を尊重し、それらを育んできた我が国と郷土を愛する態度を養い、これからの社会づくりに貢献できる人間

今後5年間に取り組む施策 (35施策)

《本県教育の取組における視点》

- 1 時代を超えて変わらない価値のあるものの尊重
- 2 社会の変化への確かつ柔軟に対応する能力の育成
- 3 学校・家庭・地域・企業等の積極的な連携・協働
- 4 郷土の教育的な伝統や風土の活用

《本県教育施策の方向性》

I 規範意識を養い、豊かな心と健やかな体を育む教育の推進	II 能力を伸ばし、社会で自立する力を育む教育の推進	III 信頼される学校づくりの推進	IV 地域全体で子どもを守り育てる環境づくりの推進	V 生涯学習社会へ向けた環境づくりとスポーツ・文化の振興
<ol style="list-style-type: none"> ① 道徳教育の充実 ② 生徒指導の充実 ③ 人権教育の充実 ④ 体験活動の充実 ⑤ 子ども読書活動の推進 ⑥ 文化活動の推進 ⑦ 食育の推進 ⑧ 体力・運動能力の向上 ⑨ 健康教育の充実 	<ol style="list-style-type: none"> ① 確かな学力の定着 ② 特別支援教育の推進 ③ キャリア教育の推進 ④ 産業教育の推進 ⑤ 幼児教育の充実 ⑥ 郷土教育の推進 ⑦ 教育の情報化の推進 ⑧ 社会の変化に対応した教育の推進 (ア) 環境教育 (イ) 福祉教育・ボランティア活動 (ウ) 国際理解教育 (エ) 消費者教育・金融教育 	<ol style="list-style-type: none"> ① 開かれた学校づくり ② 学校運営の充実 ③ 公立高等学校の活性化 ④ へき地・小規模校教育の振興 ⑤ 教職員の資質向上 ⑥ 安全・安心な学校づくり ⑦ 私立学校教育の振興 ⑧ 魅力ある県立短期大学づくり 	<ol style="list-style-type: none"> ① 地域住民が支援する「地域の中の学校」づくりの推進 ② 地域ぐるみでの子どもの育成 ③ 地域ぐるみでの安全・安心な環境づくり ④ 家庭の教育力の向上 	<ol style="list-style-type: none"> ① 生涯学習環境の充実 ② 生涯スポーツの推進 ③ 競技スポーツの推進 ④ 文化芸術活動の促進 ⑤ 地域文化の継承・発展 ⑥ 文化財の保存・活用

3 具体的施策の展開

I 規範意識を養い、豊かな心と健やかな体を育む教育の推進

- ① 道徳教育の充実
- ② 生徒指導の充実
- ③ 人権教育の充実
- ④ 体験活動の充実
- ⑤ 子ども読書活動の推進
- ⑥ 文化活動の推進
- ⑦ 食育の推進
- ⑧ 体力・運動能力の向上
- ⑨ 健康教育の充実

II 能力を伸ばし、社会で自立する力を育む教育の推進

- ① 確かな学力の定着
- ② 特別支援教育の推進
- ③ キャリア教育の推進
- ④ 産業教育の推進
- ⑤ 幼児教育の充実
- ⑥ 郷土教育の推進
- ⑦ 教育の情報化の推進
- ⑧ 社会の変化に対応した教育の推進
 - (ア) 環境教育
 - (イ) 福祉教育・ボランティア活動
 - (ウ) 国際理解教育
 - (エ) 消費者教育・金融教育

III 信頼される学校づくりの推進

- ① 開かれた学校づくり
- ② 学校運営の充実
- ③ 公立高等学校の活性化
- ④ へき地・小規模校教育の振興
- ⑤ 教職員の資質向上
- ⑥ 安全・安心な学校づくり
- ⑦ 私立学校教育の振興
- ⑧ 魅力ある県立短期大学づくり

IV 地域全体で子どもを守り育てる環境づくりの推進

- ① 地域住民が支援する「地域の中の学校」づくりの推進
- ② 地域ぐるみでの子どもの育成
- ③ 地域ぐるみでの安全・安心な環境づくり
- ④ 家庭の教育力の向上

V 生涯学習社会へ向けた環境づくりとスポーツ・文化の振興

- ① 生涯学習環境の充実
- ② 生涯スポーツの推進
- ③ 競技スポーツの推進
- ④ 文化芸術活動の促進
- ⑤ 地域文化の継承・発展
- ⑥ 文化財の保存・活用

I 規範意識を養い、豊かな心と健やかな体を育む教育の推進

I-① 道徳教育の充実

【1 現状と課題】

- 近年、児童生徒の規範意識の低下やいじめの未然防止、早期解決の必要性が指摘されています。基本的な生活習慣や人としてしてはいけないことなど、社会生活を送る上で人間として持つべき規範意識、自他の生命の尊重、自分への信頼感や自信などの自尊感情や他者への思いやりなどを養う道徳教育を充実させることは重要です。
- 全国学力・学習状況調査によると、例えば「学校のきまり・規則を守っている」「自分にはよいところがあると思う」「人の気持ちが分かる人間になりたい」などの質問に肯定的な回答をした児童生徒の割合は、全国平均と比べて高いという結果が得られています。
- 平成23年度から順次実施されている学習指導要領では、伝統と文化を尊重し、それらを育んできた我が国と郷土を愛し、公共の精神を尊び、他国を尊重し、未来をひらく主体性のある日本人を育成するために道徳教育が重視されています。

【2 これからの施策の方向性】

- 「人間尊重の精神」、「生命に対する畏敬の念」に加え、「伝統と文化の尊重」、「我が国と郷土を愛し、他国を尊重すること」、「公共の精神」についての取組を推進します。
- 児童生徒の実態を踏まえ、学校段階や発達段階に応じた、教育活動全体での道徳教育の充実を図るとともに、教職員の道徳教育の指導力の向上に努めます。
- 家庭や地域との連携を深め、児童生徒の道徳性を高める取組が社会全体で進められるように努めます。

【3 主な取組】

- 学習指導要領において、道徳教育の目標に「伝統と文化の尊重」、「我が国と郷土を愛し、他国を尊重すること」、「公共の精神」が加えられたことを踏まえた道徳教育の推進を図るとともに、各学校において道徳教育の全体計画や年間指導計画を作成し、道徳教育推進教師を中心とした全校的な指導体制の確立を図ります。
- 「私たちの道徳」や郷土教育資料「ふるさとの心」、「不屈の心」等の各種資料の活用を促すとともに、各地域の教育伝承も活用し、道徳教育の充実に努めます。
- 総合的な学習の時間や特別活動などを活用し、ボランティア活動や体験活動など豊かな体験を通して心を育む特色ある教育活動を更に推進するとともに、道徳の時間と関連させることにより、教育活動全体での道徳教育の充実に努めます。
- 一人一人の教職員が道徳教育の重要性を認識するとともに、道徳に関する指導力の向上が図られるよう、各種研修の内容の充実・改善に努めます。
- 青少年育成に関わる関係部局や警察等関係機関との情報交換を行い、道徳性育成のための方向性の共有化を図ります。

I-② 生徒指導の充実

【1 現状と課題】

- いじめや暴力行為等の問題行動、インターネットやスマートフォン及び携帯電話の普及に伴う新たな課題に、学校、家庭、地域、関係機関等が連携して対応することが必要です。
- 「平成24年度児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査（文部科学省）」によると、本県公立学校における暴力行為は144件（小学校1件，中学校59件，高等学校84件），いじめは32,031件（小学校22,469件，中学校6,208件，高等学校3,266件，特別支援学校88件），不登校児童生徒は2,268人（小学校244人，中学校1,235人，高等学校789人）となっています。
- 不登校児童生徒の学校復帰に向けて、一人一人の様々な実態に応じた支援を行うために、学校、家庭、関係機関等との連携した取組を一層充実することが必要です。
- 情報通信機器等を使用した問題行動の未然防止に努めるとともに、適切な使用を啓発するための情報モラル教育が必要です。
- 平成25年9月にいじめ防止対策推進法が施行され、国、地方公共団体、学校及び保護者等が連携して、いじめ防止等に取り組むことが求められています。

【2 これからの施策の方向性】

- 生徒指導に関する教職員の資質向上に努めるとともに、学校、家庭、地域、関係機関等の連携を推進します。
- 学校の生徒指導体制を充実し、全教職員が一体となった生徒指導に努めます。
- いじめについては、「一件でも多く発見しそれらを解消していく学校こそが、家庭や地域から信頼される学校である」という基本的認識に立ち、各学校における問題行動の未然防止のための取組の充実、早期発見・早期対応のための、学校、家庭、地域、関係機関等との連携の強化を一層推進します。
- 児童生徒の様々な悩みや課題に対応するため、スクールカウンセラーなど専門的な知見に基づく総合的な相談体制の充実に努めます。
- インターネット等に関する問題行動の未然防止、早期発見、早期対応に努めるとともに、情報モラルに関する教育を推進します。
- 市町村教育委員会の生徒指導に関する機能強化への支援に努めます。

【3 主な取組】

- 生徒指導に関する研修の内容の充実を図り、いじめや不登校などの未然防止、早期解決が図られるよう、教職員の指導力の向上に取り組めます。
- 管理職のリーダーシップの下で、生徒指導主任等を中心とした全教職員による組織的な指導体制を確立し、心に届く生徒指導を推進します。
- 不登校や不登校傾向の児童生徒については、各学校において個別支援計画を作成するとともに保護者や関係機関等と連携した個別指導、家庭訪問を行うことなどにより、児童生徒の学校復帰に向けて、一人一人の実態を踏まえた組織的・継続的な支援に努めます。
- いじめ、不登校など各学校の実態に即したスクールカウンセラーの配置やスクールソーシャルワーカーの活用、「かごしま教育ホットライン24」による電話相談を

第4章 今後5年間に取り組む施策

実施するとともに、市町村独自の相談事業や子どもの悩み相談を実施しているNPO法人等と連携し、総合的な相談体制の充実に努めます。

- 学校等に関連した、インターネット等への不適切な書き込み等の監視を推進するとともに、情報を活用するための判断力や心構えを身に付けさせる情報モラル教育の充実に努めます。
- 「かごしま児童生徒健全育成サポート制度」に基づいて警察との連携を進めるとともに、生徒指導に関わる様々な機関との連携にも努めます。

I-③ 人権教育の充実

【1 現状と課題】

- 性別に関わりなく、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会や、障害の有無にかかわらず、全ての人々が相互に人格と個性を尊重し支え合う共生社会など、平和で、民主的かつ幸福な社会を作るために、全ての人々の人権が平等に尊重され、擁護されることは、必要不可欠なことです。
- 人権教育は、全ての教育の基本であり、全ての学校及び地域において、地域の実情に即した同和教育をはじめとする人権教育に取り組む必要があります。
- 「鹿児島県人権教育・啓発基本計画」に基づき、市町村教育委員会等との一層の連携の下、各種研修会における指導の充実を図るとともに、人権尊重の視点に立った学校づくり、地域づくりを進める必要があります。
- 人権教育・啓発については、これまでも様々な取組が行われ、人々の人権意識は高まりつつありますが、いじめや虐待といった子どもの人権に関する問題やインターネット等による人権侵害など、現在でも様々な人権問題が発生しています。

【2 これからの施策の方向性】

- 全ての教育活動を通じて、児童生徒の人権尊重精神の高揚を図ります。
- 教職員等の人権意識の高揚と資質の向上を図ります。
- 人権教育の指導内容・方法の工夫・改善を図ります。
- 社会教育における人権教育の充実を図ります。

【3 主な取組】

- 人権教育年間指導計画の改善・充実を基に、各教科、道徳、総合的な学習の時間及び特別活動等の特質に応じた人権教育の充実に努めます。
- 様々な人権課題に関する各種研修の充実や人権教育資料の活用促進により、教職員等の人権意識の高揚と資質の向上に努めます。
- 地区ごとに開催する人権教育授業実践研修会等を通して、児童生徒の自尊感情の育成と人間関係づくりに向けた指導内容・方法の工夫・改善に努めます。
- 学校、家庭、地域等が緊密な連携の下、積極的に人権教育の充実に努めます。

I-④ 体験活動の充実

【1 現状と課題】

- 豊かな自然、多様な食文化、地域の伝統文化などを生かした体験活動は、生命や自然を大切にする心や他者を思いやる優しさ、社会性などを育てる有効な機会です。
- 本県は、温暖な気候や豊かな自然、多様で豊富な食材や食文化、地域に根ざした伝統文化などの地域資源を数多く有しており、各学校においては、農林水産体験、社会奉仕体験、自然体験、勤労生産体験等の多様な体験活動を実施しています。今後、体験活動のねらいを明確にしたり、事前・事後指導を十分に行ったりするなど、学習がより効果的に行われるよう指導の工夫・改善を図る必要があります。
- 青少年社会教育施設は、学校教育と連携して家庭や学校では得がたい体験活動を子どもたちに提供しています。今後、子どもたちはもとより、広く県民から親しまれ、積極的に活用されることも必要です。

【2 これからの施策の方向性】

- 地域の特色を生かし、創意工夫をこらした体験活動を一層推進します。
- 体験活動の教育課程への適切な位置付けと体験活動の指導の工夫・改善に努めます。
- 青少年社会教育施設において、関係行政機関や民間団体等とも連携し、自然体験やボランティア活動を含めた社会体験、国際交流体験など、特に青少年を対象とした様々な体験活動を推進します。

【3 主な取組】

- 小中学校において、関係団体、関係部局との連携を図り、農林水産体験、社会奉仕体験、自然体験、勤労生産体験等とともに、郷土芸能の伝承や郷土に伝わる行事への参加など地域の特性を生かした体験活動の取組を推進します。
- 各学校における体験活動について、各教科等との関連付けや年間を通じた活動の計画的な実施、事前・事後の指導を確実にを行うなどの改善・充実を推進します。
- 県立青少年社会教育施設における青少年の体験活動の場となる受入事業や自主研修事業の実施に努めます。

I-⑤ 子ども読書活動の推進

【1 現状と課題】

- 子どもの読書活動は、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で重要なものです。
- 県では、平成21年3月に「鹿児島県子ども読書活動推進計画（第2次）」において5年間の計画を策定し読書活動推進に取り組んできました。この計画期間に、県立奄美図書館の開館や県立図書館横断検索システムの導入、子ども読書活動推進シンポジウムの開催、リーフレットの配布等読書環境の整備や読書活動推進の啓発を進めてきています。
- 市町村でも、「市町村子ども読書活動推進計画」を策定し、計画的に読書活動推進に取り組んでいます。全ての小中学校が朝読書に取り組み、1か月の読書量は、小中学校は全国平均を上回り、高等学校も全国平均並みとなっています。
しかし、学校段階が進むにつれて読書離れが進む傾向が改善されていないことや学校図書館図書標準達成率が低いこと、図書館職員の資質向上の機会を増やすことなどの課題もあり、数値目標を設定した実効性の高い取組が必要です。

【2 これからの施策の方向性】

- 「第3次鹿児島県子ども読書活動推進計画」に基づき、家庭・地域・学校が連携した取組を推進し、乳幼児から高校生までを対象とした、「1日20分読書」運動を展開します。
- 読書に親しむ態度を育成するための取組や、学校図書館等を活用した読書活動を推進します。
- 児童生徒の自発的・主体的な学習活動を支援し、必要な情報を収集・選択・活用する能力を育成するために、学習情報センターとしての学校図書館の充実に努めます。

【3 主な取組】

- 「第3次鹿児島県子ども読書活動推進計画」の市町村への周知とともに、市町村の推進計画の改訂を促進します。
- 子ども読書活動推進について広報啓発を行い、子ども読書活動推進の社会的気運の醸成を図ります。
- 県立図書館や県立奄美図書館を拠点にして、図書館関係者の資質向上や、親子読書会・図書館ボランティア等の人材育成のための各種研修会を実施するとともに、市町村立図書館・室の運営や諸活動を支援します。
- 学校においては、朝の読書活動やボランティア等による読み聞かせ、緑陰読書、読書週間など地域や家庭と連携した読書活動の推進に努めます。
- 学校図書館において、蔵書の充実に努めることにより、児童生徒の「本に親しむ」環境の整備に努めます。

I-⑥ 文化活動の推進

【1 現状と課題】

- 国際社会で活躍する人材の育成には、我が国や郷土の伝統や文化を尊重する態度を養う教育を充実することが必要です。また、豊かな心や感性，創造性，感動する心などを育成するためには，子どもの文化活動を推進する必要があります。
- 多くの学校では，学校行事等において，音楽や演劇等を鑑賞する機会を設けています。
- 高等学校では，吹奏楽，美術・工芸，書道，演劇などの文化部活動が行われており，全国レベルの活躍を見せているものもあります。

【2 これからの施策の方向性】

- 学校における文化芸術活動や伝統文化を理解させる教育を推進します。
- 子どもが文化芸術に触れる機会を拡充するなど，文化芸術に関する教育を推進します。

【3 主な取組】

- 学習指導要領の趣旨を踏まえ，各教科等において我が国の伝統文化の理解に係る取組を推進します。
- 子どもたちが，優れた舞台芸術の鑑賞や文化芸術活動へ参加できる機会の充実に努めます。
- 図画や作文コンクール等への参加の奨励や美術館，博物館等で開催される特別展等の観覧促進に係る取組に努めます。
- 学校行事等において，地域の伝統文化の鑑賞や参加の機会の促進に取り組みます。

I-⑦ 食育の推進

【1 現状と課題】

- 食習慣の乱れに起因する生活習慣病等の増加などの課題の解決を図るためには、食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身に付けさせ、食に関する自己管理能力を育てる食育を推進することが必要です。
- 本県では、平成23年から「第2次かごしま“食”交流推進計画」が策定され、生産者、消費者、農林水産生産者団体、流通関係者、観光関係者、消費者団体、学校関係者、行政機関等が一体となり、食育の推進に取り組んでいます。
- これまで「学校給食を活用した食に関する指導の充実を図る」及び「学校における食育をより効果的に推進するために、学校、家庭、地域の連携」を目指して各種事業に取り組み、食に関する指導の計画を作成している学校の割合や朝食を摂る児童生徒の割合についても取組の成果が現れています。
しかし、栄養教諭が授業に参画している学校の割合が平成24年度は76.2%と、目標の100%には届いていません。
- 食に関する指導の全体計画や年間指導計画に基づいた指導を推進するために、各学校に応じた組織づくりについて個別に指導していく必要があります。また、学校、家庭、地域社会の連携・協力による食育の推進については、食を通じた家族のコミュニケーションの大切さについて普及・啓発を図る必要があります。
- 学校給食における地場産物の活用状況は、平成24年度は重量ベースで71%となり、毎年1月に実施している「鹿児島をまるごと味わう学校給食」などでの県内産食材活用の成果が現れています。

【2 これからの施策の方向性】

- 「第2次かごしま“食”交流推進計画」に沿って、関係部局等と連携し、子どもたちへの健康で豊かな食生活の普及と食育を推進します。
- 学校給食を活用した食に関する指導の充実を図るとともに、学校全体で組織的に食育の推進に取り組むための体制づくりに努めます。
- 学校における食育をより効果的に推進するために、学校、家庭、地域の連携・協力による食育の推進を図ります。

【3 主な取組】

- 学校における食育については、食に関する指導の全体計画や年間指導計画に基づく、学校教育活動全体を通じた「食に関する指導」を引き続き推進します。また、栄養教諭が中核となって、学校給食を活用しながら、栄養バランスや朝食摂取などの食事の重要性、心身の健康、食品を選択する能力、感謝の心、社会性、食文化などの理解、習得に努めます。
- 児童生徒の食に関する知識や関心を高めるとともに、食に対する感謝の念や農林水産物の生産・加工についての理解を深めるため、食農教育を推進します。
- 地域における生産者や食に関する知識・経験を有する人材の積極的活用を一層推進します。
- 学校給食において、安心・安全な食材の使用や地場産物の積極的な活用を推進するために、関係機関と連携を図ります。
- 家族が食卓を囲んで共に食事をしながらコミュニケーションを図る共食の大切さについて、普及・啓発に努めます。
- 保護者等に対し、基本的な生活習慣や望ましい食生活の在り方等についての意識啓発のための取組を推進するとともに、家庭や地域との連携・協力を図ります。

I-⑧ 体力・運動能力の向上

【1 現状と課題】

- 学校体育の充実や体力・運動能力調査等の結果を活用した体力向上の取組により、全小中学校の「一校一運動」の実施率は100%となっていますが、「チャレンジかごしま」への参加率は50%にとどまっています。そこで、児童生徒が楽しみながら運動に親しむ習慣の育成に努め、運動への興味・関心を一層高める取組を推進する必要があります。
- 体力・運動能力調査において全国平均を100とした時の本県児童生徒の体力の数値は、平成24年度が96.5%であり、全国平均に達していない状況です。

【2 これからの施策の方向性】

- 学習指導要領の改訂における小中学校の体育・保健体育の授業時数の増加を踏まえ、生涯にわたって積極的に体を動かすことやスポーツに親しむ習慣の育成を図ります。
- 体力・運動能力調査等の結果を活用することにより、児童生徒の体力向上の取組を推進します。
- 児童生徒が、体力の重要性を理解することにより、体力向上に関する意識の高揚を図るとともに、楽しみながら運動に親しむ機会をつくり、運動への興味・関心を高める取組を推進します。
- 中学校における武道等の必修化に伴う教育活動が、円滑に実施されるよう取組を充実します。
- 教員の指導力を向上させるとともに、地域人材を活用するなど、学校体育の充実に取り組みます。

【3 主な取組】

- 運動に興味を持ち、意欲的に運動に取り組む児童生徒を育成するため、体力向上推進校の指定や各種指導者研修会等を開催し、体育・保健体育指導法の研究などを通して、教員の指導力の向上を図ります。
- 「一校一運動」「チャレンジかごしま」等への取組の改善を図るとともに、推進校の指定や小中学校体育主任等研修会を通して、児童生徒の体力の向上に努めます。
- 各学校で体力・運動能力調査等の結果を分析し、体力向上についての全体計画を作成するなどして、体力向上の取組を推進します。
- 児童生徒の体力の実態などをホームページに掲載するとともに、県内全ての小中学校に体力向上プログラムを配布し、児童生徒、保護者等の意識の高揚を図ります。
- コミュニティスポーツクラブ等への参加を促進するとともに、学校、家庭、地域と連携し、休日等を利用した運動の機会・場の設定を行います。
- 学習指導要領の改訂の趣旨を踏まえ、指導の在り方を改善し、体力の向上を図ります。また、武道等の指導者の資質向上に努めるとともに、我が国固有の伝統と文化であることを踏まえた指導を推進します。
- 幼稚園、保育所等の指導者を対象とした「幼児期運動指針」に基づいた研修会を実施します。

I-⑨ 健康教育の充実

【1 現状と課題】

- 近年、子どもたちの生活習慣の乱れ、アレルギー疾患、性の問題行動や薬物乱用、感染症、メンタルヘルスに関する課題など児童生徒の現代的健康課題が多様化・深刻化の傾向にあり、このような様々な課題の解決を図るためには、生涯を通じて健康な生活を送る基礎を培うことを目指した学校における健康教育の充実が重要です。
- 1人平均のDMF歯数¹は着実に減少してきていますが、平成24年度の学校保健統計調査によると、むし歯のある児童生徒の割合は、小学校66.8%、中学校61.3%、高等学校69.5%となっており、全ての年齢で全国平均より高い傾向にあります。
- これまで「学校の実態や児童生徒の発達の段階に応じた学校保健の充実と組織体制の充実」及び「学校・家庭・地域・関係機関等との連携による健康教育の推進」を目指して、学校保健委員会の2回以上の開催に取り組んできました。現在、小・中学校の学校保健委員会への学校医等の参加率が50%台であることから、今後は、更に学校医等との連携を深め、学校保健委員会の充実を図る必要があります。
- 多様化・深刻化する児童生徒の健康課題の解決には、社会全体で取り組むことが必要であり、学校、家庭、地域、関係機関等との一層の連携が不可欠です。

【2 これからの施策の方向性】

- 学校の実態や児童生徒の発達の段階を踏まえた学校保健の充実を図るとともに、学校保健を推進するための保健組織活動の充実に努めます。
- 児童生徒の健康課題に適切に対応するために、学校、家庭、地域、関係機関等との緊密な連携を図ります。

【3 主な取組】

- 性の問題行動や薬物乱用など児童生徒の健康課題の解決を図るために、関係機関等との連携強化を促進するとともに、体育・保健体育などの教科学習を中核として学校の教育活動全体を通じた体系的な保健教育の充実を図ります。
- 食物アレルギーなど健康面に特別な配慮を要する児童生徒への対応については、医師の診断に基づく学校生活管理指導表を活用するとともに、危機発生時の対応マニュアルを整備するなど、全ての教職員が学校保健活動に関心を持ち、学校内の関係組織が十分機能する学校保健の取組を推進します。
- 学校保健に関する各種研修会・講習会については、医師会、歯科医師会、薬剤師会等と積極的に連携し、内容を充実させ、教職員の指導力向上を図ります。
- 教職員、保護者、学校医等が連携して児童生徒の健康づくりに取り組む「学校保健委員会」の活動の一層の推進を図ります。
- 学校保健に関する調査や学校保健表彰に係る審査等を通して、保健教育や保健管理など学校保健に関する取組の充実に努めます。
- 地域の実情を踏まえた学校保健の取組を推進するために、医師会、歯科医師会、薬剤師会、保健所等の関係機関との連携を一層推進します。

1 DMF歯数：「むし歯を治療していない歯 (Decayed tooth)」、「むし歯で抜いてしまった歯 (Missing tooth because of caries)」、「むし歯を治した歯 (Filled tooth)」の略。

〔計画期間における数値目標〕

項目	現 状	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	関連 施策	
道徳の時間の年間指導計画の作成率	小学校 57.9% 中学校 30.5% (平成25年度)	—————>		小 80% 中 65%	—————>	小100% 中100%	①	
いじめについて全ての学校で毎年アンケートに基づく実態把握	100% (平成25年度)	—————>						②
不登校生の在籍率	(全国1.26%) 1.31% (平成24年度)	—————>					全国平均を下回る	②
人権教育の充実のための点検・評価を実施している公立学校の割合	82.7% (平成25年度)	—————>		95%	—————>	100%	③	
人権教育に関する学習に「参加型学習」を位置付けている公立学校の割合	39.9% (平成25年度)	—————>		70%	—————>	80%以上	③	
県立の青少年社会教育施設における年間利用者数	19万人 (平成24年度)	—————>					年間19万5千人以上	④
高等学校段階での不読率	41% (平成24年度)	—————>		30%	—————>	20%	⑤	
朝食又は夕食を家族と一緒に食べる「共食」の週当たりの回数(小中)	9.5回 (平成24年度)	—————>		10回	—————>	11回	⑦	
栄養教諭が授業に参画している学校の割合(小中)	76.2% (平成24年度)	—————>		90%	—————>	100%	⑦	
体力テストでの、全国平均を100としたときの体力の数値(小中高)	96.5% (平成25年度)	—————>		99%	—————>	100%	⑧	
運動習慣等調査における1日のスポーツ実施時間が1時間以上の児童生徒の割合(小中)	64.9% (平成24年度)	—————>		67%	—————>	70%	⑧	
むし歯のない生徒の割合(中1)	39.7% (平成24年度)	—————>		50%	—————>	55%	⑨	
学校保健委員会に学校医等が参加する学校の割合(小中高特)	57.5% (平成24年度)	—————>		70%	—————>	80%	⑨	

Ⅱ 能力を伸ばし、社会で自立する力を育む教育の推進

Ⅱ－① 確かな学力の定着

【1 現状と課題】

- 教育基本法等の改正及び学習指導要領の改訂の趣旨を踏まえ、今後求められる学力である基礎的・基本的な知識・技能の習得、思考力・判断力・表現力等の育成、学習意欲の向上や学習習慣の確立等を図る教育が展開されています。
- 小中学校における学力の状況としては、小学校では概ね基礎学力が定着していますが、例えば全国学力・学習状況調査において、中学校では、知識に関する問題及び活用に関する問題ともに全国平均を下回る正答率であり、特に「読む能力」や「数学的な見方・考え方」に課題がみられます。
また、家庭学習については「家庭学習60・90運動」を展開していますが、平日の家庭学習の時間が1時間以上の小学生は72%、中学生は77%となっています。
- 高等学校においては、生徒の将来の夢や幅広い進路希望を実現するため、それぞれの学校において進学や就職に対応できる学力の向上を推進しています。

【2 これからの施策の方向性】

- 学力向上に向けて教員の指導法の改善等を図ります。
- 児童生徒の思考力・判断力・表現力等を育む観点から、基礎的・基本的な知識・技能の活用を図る学習活動や問題解決的な学習活動を推進します。
- 特に、記録、論述、討論、批評などの言語活動の充実を図る必要があり、全教科における学習活動が充実するよう教員の指導法改善に取り組みます。
- 児童生徒の学力・学習状況を客観的な調査に基づき的確に把握し、本県の実態に応じた学力向上策を推進します。
- 高等学校においては、生徒の学力と教員の指導力の向上を図る取組を推進します。

【3 主な取組】

- 各地域ごとの教科研究会を設置するとともに、小中高連携により、公開授業や授業研究及び相互授業参観等を通じた研修会を開催し、その成果を県下の教員で広く共有することによって指導力向上を図ります。
- 学校、家庭、地域が学力や学習状況に関する調査等の結果に基づく課題を共有し、連携して学力向上が図られるよう具体的取組を推進します。
- 学習指導要領の趣旨や内容の周知・徹底を図り、各学校において、各教科等を通じて言語活動の充実が図られるよう指導法改善の取組を推進します。
- 指導主事が重点的・計画的に訪問指導を行い、学校の実態に即した計画的、具体的な取組を推進します。
- 小学校低学年における30人学級の推進や、各学校の実態に応じた習熟度別指導、少人数指導などきめ細かな指導や、中学校における免許外教科担任解消のために必要な教員の配置に努めます。
- 学習ガイド「鹿児島チャレンジ」「鹿児島ベーシック」の利用促進や「家庭学習60・90運動」のより実効的な展開などにより、学習習慣の確立に努めます。
- 学力向上に向けて、学生、保護者、教員OB等の外部人材を活用した取組や長期休業日を利用した各市町村の取組などを促進します。

Ⅱ-② 特別支援教育の推進

【1 現状と課題】

- 障害のある幼児児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、また、国において提言がなされた、共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育推進の観点から、幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズに応える指導・支援の一層の充実や、就学先決定のための早期からの教育相談・支援体制を構築することなどが求められています。
- 本県においては、全ての公立小中学校等で特別支援教育に関する校内委員会の設置や実態把握等がなされ、校内支援体制は着実に整備されていますが、今後、個別の教育支援計画の作成・活用等により、就学前から学校卒業までの一貫した支援体制を構築していく必要があります。
- 特別支援学校においては、児童生徒の社会的自立に向けて教育機能を更に強化する必要があり、本県の特性を踏まえて、特に高等部教育の充実が求められています。また、地域でのコーディネーター機能を発揮して、特別支援教育のセンター的役割を一層発揮することが求められています。

【2 これからの施策の方向性】

- 障害のある幼児児童生徒に対する正しい理解と認識を図るとともに、新たな仕組みの下での円滑な就学手続きの実現に努めます。
- 小中学校等に在籍する障害のある幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズに応える指導・支援の充実に努めます。
- 福祉等の関係機関との連携や個別の教育支援計画の作成・活用により、就学前から学校卒業後までの一貫した支援体制の整備に努めます。
- 特別支援学校においては、地域における支援体制整備のためのセンター的機能の発揮や高等部教育の充実などに努めます。

【3 主な取組】

- 共生社会の形成に向けた障害者理解を推進するために、障害のある幼児児童生徒と障害のない幼児児童生徒との交流及び共同学習を積極的に推進します。
- 市町村教育委員会における早期からの教育相談・就学相談体制の確立を促進するとともに、障害の状態や教育的ニーズ、保護者の意見等を踏まえた総合的な就学先の判断がなされるようにします。
- 特別支援教育に関する教職員研修を充実させ、障害のある児童生徒等が教育的ニーズに基づいて十分な教育を受けられるための支援の充実に努めるとともに、地域の特別支援学級や通級指導教室などの教育資源の活用を推進します。
- 市町村に設置された特別支援連携協議会を機能化し、関係機関との連携の下、個別の教育支援計画に基づいて、就学前から学校卒業後まで一貫した支援が受けられる体制を整備します。
- 特別支援学校においては、自校における職業教育の充実や域内の学校間連携によるセンター的機能の充実に努めるとともに、本県の特性を踏まえた高等部教育の充実に努めます。
- 鹿児島豊学校の移転整備及び鹿児島高等特別支援学校の寄宿舎整備を、順次、進めます。

Ⅱ-③ キャリア教育の推進

【1 現状と課題】

- 児童生徒一人一人の進路意識を高め、学業の必要性や意義を実感し、自分の生き方や在り方と結びつけて考えるとともに、「社会的・職業的自立」に向け、必要な基盤となる能力や態度を発達段階に応じて育成することが必要です。
- 学校単位での職場体験・インターンシップは全ての公立中高等学校で実施されていますが、実施する際の事前・事後の学習を充実させ、体験をその後の学習に生かすことが必要です。
- 各学校では講演会等を実施し、自分の生き方について考える機会を設けていますが、更に企業経営者や技術者等による講話や出前授業の実施を通して企業等との連携を深め、「学び」と「実社会」の結びつきを強める取組を進める必要があります。

【2 これからの施策の方向性】

- 発達段階に応じた系統的なキャリア教育を、学校の教育活動全体を通じて推進し、児童生徒の将来の夢や目標を持っている割合や、教科学習が将来社会に出たときに役立つと思う割合が増加するなど、進路計画や将来設計への関心・意欲を高めます。
- キャリア教育に関する教員の研修を充実させ、指導力の向上を図ります。
- 勤労観・職業観等を育成するため、企業や経済団体など関係機関との連携の強化を図ります。

【3 主な取組】

- 「キャリア教育の全体計画及び年間指導計画」を小中高等学校全ての学校で作成し、系統的・体系的な取組を行います。
- キャリア教育に関する教員の研修を学校及び教育委員会が連携して実施します。
- 中学校の職場体験学習について、3日間以上の体験活動と事前・事後の学習の充実に努めます。
- 中学校において、生徒会活動や委員会・係活動など、役割や立場で責任を果たす日常の活動の積み上げにより、教育活動全体を通じたキャリア教育を推進します。
- 生徒のコミュニケーション能力の向上や、学業と働くことの関連性への理解が深まるよう、全ての高校生がインターンシップや企業訪問等を体験できるよう取組を進めます。
- キャリア教育に関する意識調査を実施し、生徒の変容を把握しながら、取組の充実に努めます。

Ⅱ－④ 産業教育の推進

【1 現状と課題】

- 本県の公立高等学校の生徒は、平成24年度において約51%が専門学科等で学んでおり、全国でも2番目に高い状況にあります。
- 専門学科等に学ぶ生徒に、専門的な知識や技術・技能を身に付けさせるとともに、将来の地域産業を担う人材を育成するため、専門高校が企業や地域等との連携をより一層図る必要があります。
- 経済のサービス化・グローバル化等に対応し、規範意識や倫理観を身に付けた創造性豊かな人材を育成する必要があります。

【2 これからの施策の方向性】

- 専門性の高い技術・技能を習得した将来のスペシャリストを育成します。
- 将来の地域産業の担い手を育成する職業教育の充実を図ります。
- チャレンジ精神などの積極性・創造性を育む教育活動を推進します。
- 本県産業教育に関する教育の内容及び方法の改善等について審議する県産業教育審議会の提言の具体化を図ります。

【3 主な取組】

- 各種上級資格取得や競技会等へ進んで挑戦するなど、意欲的な態度を身に付けた生徒を育成します。
- 各学校が実施する現場実習や経営者・技術者等による講演会など、進路意識が高まる取組を進めます。
- 地域との連携や活性化につながる取組を通して、生徒のコミュニケーション能力や企画力・発信力を高める取組を進めます。
- 生徒研究発表大会や商品開発等で、県内外及び海外を視野に入れた取組を行います。
- 県産業教育審議会の提言をもとに、各専門部会で具体策を検討し、各専門高校の取組に生かします。

Ⅱ－⑤ 幼児教育の充実

【1 現状と課題】

- 幼児の基本的な生活習慣の欠如、コミュニケーション能力の不足や小学校生活にうまく適応できないなどの課題が指摘されている中で、教育基本法第11条に、「幼児期の教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものである」ことが新たに規定されました。これに伴い、幼稚園教育要領と保育所保育指針が、平成21年度から施行され、各幼稚園・保育所では、改訂の趣旨に沿った教育・保育の充実に取り組んでいます。また、認定こども園法の改正を受け、幼保連携型認定こども園保育要領（仮称）が、平成27年度から施行される予定です。
- 核家族化や少子化、情報化など社会状況が変化する中で、保護者が子育てに対する不安やストレスを解消し、子育てに喜びや生きがいを感じ、子どものよりよい育ちを実現できるような子育て支援が求められています。

【2 これからの施策の方向性】

- 幼稚園、保育所、認定こども園（以下「幼稚園等」という。）がそれぞれの特色に応じた幼児教育を実施できるように、関係部局との連携を密にし、幼児教育全体の質の向上に努めます。
- 幼稚園等、家庭、地域の連携により、幼稚園等を活用した子育て支援に係る取組を推進します。

【3 主な取組】

- 幼稚園教育要領や保育所保育指針、幼保連携型認定こども園保育要領（仮称）の趣旨に沿った教育及び保育が確実に実践されるよう、教諭及び保育教諭、保育士に対する研修の充実を図り、教職員の資質向上に努めます。
- 幼児教育の質の向上を図るため、小学校教育との円滑な接続や子育て支援活動など、今日的な課題への対応強化に努めます。
- 幼稚園等、家庭、地域が連携し、幼稚園等の施設の開放、保護者同士の交流、子育てについての情報提供や指導・助言などの子育て支援に係る取組を促進します。

Ⅱ-⑥ 郷土教育の推進

【1 現状と課題】

- 伝統と文化を尊重し、それらを育んできた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養う郷土教育の推進が必要です。
- 平成30年には明治維新150周年の節目の年となることなどから、本県の歴史や先人の遺業についての正しい理解を図り、郷土への誇りを育てる教育を一層充実する必要があります。
- 全国学力・学習状況調査の結果を見ると、全国平均に比べ、地域の行事や地域でのボランティア活動などに参加している児童生徒が多いことが分かります。
- 少子高齢化・過疎化や市町村合併等により、伝統芸能や集落の歴史等の継承が難しくなっています。
- 観光立国推進基本法や観光立国推進基本計画において、観光の振興に寄与する人材の育成が掲げられています。

【2 これからの施策の方向性】

- 各学校において、郷土芸能や伝統産業を体験する活動や先人の業績や生き方について学ぶ活動などの充実を図り、鹿児島県の魅力を語れる人材の育成に努めます。
- 地域行事への参加など、地域の中で児童生徒を育成する素地がある状況を生かすとともに、地域にある歴史民俗資料館などの施設利用の促進なども含め、郷土教育の推進を図ります。
- 郷土鹿児島に誇りを持ち、未来を担う子どもたちを育てるために、教職員が鹿児島県の文化、歴史、伝統等についての理解を深め、教育実践がなされるよう、郷土教育に関する資質向上を図ります。
- 貴重な鹿児島県の伝統文化の継承について、関係機関と連携しながら、継承できる仕組みづくりなどの取組に努めます。

【3 主な取組】

- 各学校において、授業や学校行事等を通して、観光資源など郷土の素材を生かしながら、郷土の魅力について調べ、発表し合うなど郷土に根ざした教育活動の一層の充実を図ります。また、我が国や郷土の地理・歴史、伝統、文化について理解を深めさせるとともに、国旗・国歌を尊重する取組に努めます。
- 各学校において、学校行事や授業等で、地域と学校がより連携して、地域に根ざした特色ある郷土教育の取組が行われるよう指導します。
- 「かごしまジュニア検定」や「かごしま検定」（鹿児島県観光・文化検定）などについて、児童生徒の受検や教員研修での活用を推奨するとともに、関係機関との連携を図るなど必要な条件整備を行います。
- 各市町村教育委員会が管内の郷土素材の収集、吟味、教材開発等が行えるように、事例を幅広く紹介するなど積極的な取組を促します。
- 「ふるさとの心」や「郷土の先人」「不屈の心」など、これまで発行した郷土に関する資料の活用が図られるよう、指導事例を学校に配布するなどして、郷土教育の充実を支援します。
- 郷土教育に関する教職員の研修を充実します。

Ⅱ－⑦ 教育の情報化の推進

【1 現状と課題】

- 急速に発展する社会の情報化に対応するため、児童生徒の情報活用能力（情報リテラシー）を育むとともに、情報モラルの育成、情報安全教育の充実が求められています。
- 平成24年度「学校における教育の情報化の実態に関する調査」（文部科学省）によると、本県の教員のICT活用指導力は、概ね全国平均を上回っていますが、国がIT新改革戦略において目標としている100%の達成には、更なる指導力の向上が必要です。
- また、同調査によると、本県の学校におけるICT環境の整備状況は、教育用コンピュータ1台当たりの児童生徒数は、全国で最高の4.5人/台ですが、校務支援システムの整備状況、超高速インターネット接続率、教員の校務用コンピュータ整備率は、全国平均を下回っています。
- 中学生や高校生の携帯電話、スマートフォン等の普及率が急速に高まりつつあり、ネット依存や情報モラル等について早期からの体系的な指導を充実させる必要があります。

【2 これからの施策の方向性】

- 教科指導等におけるICTを効果的に活用し、分かりやすい授業を実現することにより、児童生徒の情報活用能力の育成に努めます。
- 情報化社会において、適正な活動を行うための基になる人権の尊重や危険回避、健康との関わりなどの理解と態度を育成する情報モラル教育の充実を図ります。
- 情報通信技術を活用した、教職員の情報共有によるきめ細かな指導を目指します。

【3 主な取組】

- 教員に対するICTを活用した、指導力向上のための研修を推進します。
- 教員が、児童生徒一人一人の個性や能力に応じた、分かりやすい授業を実現するためにICT機器を活用し、指導法改善に努めます。
- 各教科や総合的な学習の時間等においてコンピュータやインターネットなどを積極的に活用し、児童生徒の情報活用能力を育成します。
- 教職員が校務においてコンピュータなどのICT機器を活用し、生徒の情報を共有したり効率的に成績処理を行ったりするなど、きめ細かな指導を行えるよう環境を整備します。
- 情報モラル教育について、啓発資料の活用や各種研修会への職員派遣などの取組を通して児童生徒の指導や保護者への啓発を推進します。
- 学校ウェブサイトの活用などにより、地域や家庭との連絡を密にし、開かれた学校づくりに努めます。
- 市町村とも連携し、学校におけるICT環境の整備に努めます。

Ⅱ－⑧ 社会の変化に対応した教育の推進

(7) 環境教育

【1 現状と課題】

- エネルギー・環境問題は、人類の将来の生存と繁栄にとって重要な課題であり、教育基本法に、教育の目標として「生命を尊び、自然を大切に、環境の保全に寄与する態度を養うこと」が新たに規定されました。
- 南北600kmに及ぶ広大な県土には、世界自然遺産の屋久島など、多様で固有性の高い生態系が広がっています。また、奄美群島は、「奄美・琉球」として、世界自然遺産への登録に向けた取組が進んでいます。
- 鹿児島県環境基本計画及び鹿児島県環境学習推進基本方針に沿って、環境問題解決に自ら進んで取り組む人材の育成を図るための環境教育を推進しています。
- 学校においては、自然の豊かさとそれを支える地球環境、開発と環境保全とのバランス、環境に配慮した消費生活等について学習し、全ての小中学校で、体験的な活動を行っています。今後、各教科等の学習と体験的な活動を関連付けて、地域の自然の豊かさや環境保全への理解を深めさせる必要があります。

【2 これからの施策の方向性】

- 鹿児島県環境基本計画及び鹿児島県環境学習推進基本方針に基づき、学校と関係機関との更なる連携に努めます。
- 地域の自然体験活動を通して生物多様性等への理解を深め、自然保護や環境保全への意識を高める学習を一層推進します。

【3 主な取組】

- 地域の環境保全への参加意識を育てる環境美化活動の充実を図ります。
- 世界自然遺産の屋久島など、世界に誇る身近な地域の自然について、児童生徒が理解を深める体験的な学習の充実を図ります。
- 環境教育を推進するための核となる人材の育成を図ります。

(イ) 福祉教育・ボランティア活動

【1 現状と課題】

- 児童生徒が乳幼児や高齢者及び介護を必要とする人の気持ちにふれたり、生活上の困難さを体感したりして、福祉や介護への関心を高め、よりよい生き方を目指していくことは極めて重要です。今後一層の高齢化が進行する中で、一人一人の児童生徒に対して福祉や介護に関する問題意識を身に付けさせる取組を進めていくことが必要です。
- 本県では、各小中学校が総合的な学習の時間等で福祉施設の訪問活動等を実施しており、これらの体験学習を行っていない学校でも、家庭科や社会科でバリアフリーやボランティア活動などについて学習したり、地域の高齢者との交流活動を実施したりしています。
- 県立高等学校では、全ての高校生が家庭科で、乳幼児との触れ合いや車いす等を用いた介護実習を取り入れるなどして、乳幼児や高齢者の福祉と介護について基礎的な学習をしています。また、福祉に関する専門学科を設置している高等学校では、介護福祉士の養成に取り組んでいます。

【2 これからの施策の方向性】

- 児童生徒の発達段階を踏まえた、「福祉の心」を育てる教育の充実に努めます。
- 関係機関等との連携を深めて、福祉やボランティアに関する体験的な活動の充実に努めます。

【3 主な取組】

- 児童生徒の発達の段階に応じ、乳幼児・高齢者・障害者に対する思いやりの心などを醸成するための指導計画や教職員の指導力の向上に努めます。
- 関係団体や地域の福祉施設等との連携により、福祉・ボランティアに関する体験活動の充実に図ります。

(ウ) 国際理解教育

【1 現状と課題】

- グローバル化が進む国際社会において、日本人としての自覚を持ち、主体的に生きていく上で必要な資質や能力の基礎を培うため、国際理解教育を推進することは重要です。
- 各学校では、ALTとのチーム・ティーチングによる授業などを通して実践的なコミュニケーション能力を高めたり、地域に住む外国人を招いて異文化体験を行ったりするなどの実践的取組が広がってきています。
- 学習活動の中では体験活動や交流活動に加え、自分の考えや思いを発信するなどの活動を充実させる必要があります。

【2 これからの施策の方向性】

- 各学校段階において、これからの国際社会において自ら思考し判断することのできる国際感覚を持った児童生徒の育成に努めます。
- グローバル化に対応した新しい英語教育について、国の動向を踏まえた計画的な取組を推進します。

【3 主な取組】

- 小学校段階においては、外国語活動の充実を図るとともに、各学校では、総合的な学習の時間等において、国際理解に関する学習などの充実を図ります。
- 我が国や外国の文化や習慣などを比べたり、調べたり、体験したりしたことについて、議論や発表するなどの幅広い学習活動の展開に努めます。
- 高等学校においては、必要に応じて外部機関等と連携し、学校に人材を派遣することにより国際理解教育を支援します。
- 教員の国際理解教育に関する研修の充実を図ります。

(I) 消費者教育・金融教育

【1 現状と課題】

- 近年、消費者を取り巻く社会経済状況は厳しく、消費生活と経済社会との関わりが、グローバル化、高度情報化の進展等により多様化・複雑化し、地域・家族のつながりが弱まるなか、消費者被害も多様化・深刻化しています。
このような中で、児童生徒の発達段階を踏まえ、消費生活についての基礎的な知識や基本的な考え方を習得させることによって、資源や環境に配慮し、消費者として適切に意思決定する能力や、責任を持って行動できる能力を育成することが求められています。
- 学校では、学習指導要領に基づき、物やお金の大切さに気付かせるとともに、計画的な使い方などの消費生活や消費者の権利と責任などについて学習しています。また、クレジットカードの安易な使用や消費者金融への依存による多重債務や自己破産が社会問題化していることを理解させ、消費者トラブルの未然防止や事後対策等についても学習しています。
- 多くの高等学校では、3年生を対象に、消費者トラブルを未然に防止するための消費生活講座等を実施しています。

【2 これからの施策の方向性】

- これからの変化の激しい社会において、自ら思考し判断することのできる金銭・金融感覚を持った児童生徒の育成を図ります。
- 消費者トラブルの防止など、児童生徒の発達段階に応じた消費者教育の充実に努めます。

【3 主な取組】

- 物の大切さ、勤労の価値と意義、健全な金銭感覚、金融の仕組み、消費者保護等について理解させ、消費者として主体的に判断し、責任をもって意思決定できるよう、児童生徒の発達段階に応じた指導計画の整備や教職員の指導力の向上に努めます。
- 関係機関と連携し、金銭教育及び金融教育に関する研究推進を図るとともに、研究校の研究成果の普及に努めます。
- 高等学校では、外部講師による消費生活講座など、より実社会に対応した消費者教育の充実に努めます。

〔計画期間における数値目標〕

項目	現状	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	関連 施策
全国学力・学習状況調査における平均正答率	小：国語A 64.7 国語B 47.9 算数A 78.8 算数B 56.7 中：国語A 75.4 国語B 64.8 数学A 61.5 数学B 39.2 (平成25年度)			全教科で 全国平均と 同程度とす る。		全教科で 全国平均を 上回る。	①
学力向上をテーマとしたワーク ショップ型校内研修の実施率（小中）	調査なし			50%		100%	①
【再掲】 高等学校段階での不読率	41% (平成24年度)			30%		20%	①
対象幼児児童生徒が在籍する公立学校 における個別の指導計画の作成校率（幼 小中高）	96.6% (平成25年度)			100%			②
対象幼児児童生徒が在籍する公立学校 における個別の教育支援計画の作成校 率（幼小中高）	92.5% (平成25年度)			100%			②
キャリア教育にかかる体験的な学習の 在学中の体験率（公立高校）	65.1% (平成24年度)			80%		100%	③
幼児と児童との交流を実施している小学校の 割合（幼稚園・保育所のないところは除く）	85% (平成25年度)			95%		100%	⑤
I C Tを活用して指導できる 教員の割合	69.6% (平成24年度)			80%		100%	⑦
体験的な環境学習の実施率 （小中）	100% (平成25年度)			(継続)			⑧
福祉・ボランティアに関する 体験活動の実施率（小中高）	100% (平成25年度)			(継続)			⑧
A L Tを活用した授業の実施校数	100% (平成25年度)			(継続)			⑧

Ⅲ 信頼される学校づくりの推進

Ⅲ-① 開かれた学校づくり

【1 現状と課題】

- 教職員による学校の自己評価及び保護者等による学校関係者評価の実施・公表により、開かれた学校づくりの推進とPDCAサイクルの充実・改善が求められています。
- 平成24年度の自己評価、学校関係者評価の実施率及び公表率は、小中高等学校とも100%となっています。
- 平成15年度から実施している地域が育む「かごしまの教育」県民週間は、全ての公立小中高等学校で取り組まれ、毎年多くの県民が参加するなど定着しつつあります。

【2 これからの施策の方向性】

- 各学校で実施している学校評価を基にした学校運営のPDCAサイクルの充実・改善に努めます。
- 各学校が家庭や地域に説明責任を果たすことにより、学校、家庭、地域の緊密な連携を推進します。
- 保護者や地域住民への学校開放に関わる行事を推進し、県民一人一人が鹿児島県の教育について考える気運を高めます。

【3 主な取組】

- 各学校が、評価結果の公表など積極的な情報公開やその結果に基づく各教科の授業改善をはじめとする学校運営の改善を図る取組を推進します。
- 学力や学習状況に関する調査等の結果をもとに、各学校がアクションプランを作成・実施し、成果や課題を把握しながら、計画的、具体的な改善を行うよう指導します。また、公表することにより、学校、家庭、地域が学校の課題を共有し、連携して学校改善が図られるよう具体的取組を推進します。
- 学校からの評価報告書に基づいた支援や条件整備等の改善が適切になされるよう、設置者である市町村教育委員会の積極的な取組を促進します。
- 11月1日から7日までを地域が育む「かごしまの教育」県民週間として設定し、この週間において各学校で授業参観等を実施するなど、開かれた学校づくりの取組を推進します。

Ⅲ－② 学校運営の充実

【1 現状と課題】

- 公立学校の運営は、関係法令に基づき、教育委員会及び校長の権限と責任の下で行われています。
- 各学校の教育目標が達成されるためには、体系的な教育が組織的に行われなければならない。そのためには、管理職が社会の要請に的確に対応できる明確なビジョンのもと指導力を発揮するとともに、適正な教職員配置を行うことが求められています。
- 管理職の資質向上を図るため、新任・経験者研修のほか、小中学校は教育事務所単位での研修、県立学校は地区別での研修などを実施しています。
- きめ細かで質の高い教育の展開を支援・強化するための教職員配置に努めています。
- 学校と地域の人々が学校運営についての目標を共有し、一体となって地域の子どもたちを育てていくためには、保護者や地域住民等が学校運営に参画することがこれまで以上に求められています。

【2 これからの施策の方向性】

- 管理職の資質向上を図るため、必要な取組を推進します。
- 学校の組織体制や指導体制の充実を図るため、管理職の登用を含め、適正な教職員配置などを推進します。
- より専門性の高い教員を確保するため、複数免許状等を有する教員の採用に努めます。
- 特別支援教育の充実を図るため、特別支援学校との交流研修等を推進します。
- 保護者や地域住民等の意向を学校運営に反映させるための体制を充実させ、学校運営の工夫・改善に努めます。

【3 主な取組】

- 管理職としての人格・識見に優れ、心身ともに健康で、課題に対応できる管理職の登用を図ります。
- 管理職として社会の要請に的確に対応できるよう、明確なビジョンや実践的指導力を養うための研修の充実を図ります。
- 活力ある学校教育を実施するため、学校運営上の必要性を一層考慮した教職員定数の確保や適材適所の教職員配置などの人事管理に努めます。
- 学校事務のより一層の適正化や効率化を進め、学校教育を支援する事務の共同実施について、市町村教育委員会と連携して効果的な取組を推進します。
- 学校評価等により、学校運営の改善や学校組織の活性化等を推進します。
- 学校関係者評価委員会、学校評議員、学校運営協議会など、保護者や地域住民の学校運営への参画を促す取組を推進します。

Ⅲ－③ 公立高等学校の活性化

【1 現状と課題】

- 高等学校教育の充実のためには、教職員の指導力の向上、生徒の学ぶ意欲の向上に向けた取組を進めるとともに、各学校の地域との連携や特色ある教育活動を推進する必要があります。
- 充足率の低い状態が継続している学校・学科においても、生徒確保に向けた魅力づくりや情報発信などを行っていますが、引き続き地元や学校関係者が一体となった積極的な取組を推進する必要があります。
- 大幅かつ長期的な生徒減少が進む中で、高等学校教育としての専門性の確保、教育水準の維持・向上を図り、地域に信頼され、魅力ある学校にするため、高校の在り方を検討する必要があります。

【2 これからの施策の方向性】

- 生徒の学力向上、学校の特性を生かした教育活動の充実、学校運営の改善、教職員の資質向上等を推進し、学校の活性化を図ります。
- 高等学校の活力や専門性、教育水準の維持向上を図り、地域に信頼され、魅力ある学校にするため、高等学校の在り方について検討します。

【3 主な取組】

- 進学や就職に対応できる学力の向上に努めます。
- 地元自治体、地元企業やNPO法人、大学等との連携を推進し、地域に密着した活動や特色ある教育活動等に取り組み、学校の活性化を図ります。
- 学校評価等により、学校運営の改善や学校組織の活性化を推進します。
- 研修の充実や教職員の人事評価制度、教職員表彰制度等により、教職員の意欲を高め、資質向上を図ります。
- 県立初の併設型中高一貫教育校である楠隼中学校・高等学校については、充実した学校・寮生活を送ることができるような環境を整備するとともに、少人数指導や寮での学習指導などの指導体制を整備し、多様な教育活動の展開による全人教育を推進します。
- 今後の県立高等学校の在り方については、学科や地域の実情を踏まえ、個別にその在り方を検討します。

Ⅲ－④ へき地・小規模校教育の振興

【1 現状と課題】

- 本県の公立学校の約40%はへき地等にあります。また、小学校の約76%は11学級以下の小規模校であり、小学校では241校が、中学校では33校が複式学級を有しています。児童生徒の約7人に1人はへき地等の小規模校で学んでおり、本県教職員の4人に1人はへき地等の学校に勤務しています。これらのことから、へき地・小規模校教育の振興を図ることは、本県教育の振興を図る上で重要です。
- へき地等には、豊かな自然や大切に守られてきた地域の伝統芸能など様々な教育資源が見られ、県内各地のへき地校では、総合的な学習の時間等で、地域の伝統文化などを生かした特色ある教育活動が展開されています。
- 学校規模による学力の傾向について、全国学力・学習状況調査の結果では、小中学校とも総じて大きな差は生じておらず、また、複式学級を有する学校とそうでない学校の平均正答率も同程度であるという結果が得られています。

【2 これからの施策の方向性】

- へき地・小規模校ならではの「よさ」を積極的に生かした特色ある教育活動を推進します。
- 複式学級の指導の在り方や各教科等の授業の進め方等に係る教職員の指導力の向上を図るとともに、へき地・小規模校に勤務する教職員の研修機会の確保に努めます。

【3 主な取組】

- へき地・複式教育指導資料の作成・配布や実践事例の紹介により、へき地・複式教育の充実に努めます。
- 大規模校との交流学习の促進や教育機器等を活用した教育方法の改善等により、へき地・小規模校の活性化に努めます。
- へき地等で行う研修や県総合教育センターが行う研究提携事業、複式学級担任や中学校免許外教科担任教員を対象とした研修の一層の充実に努め、へき地・小規模校に勤務する教職員の資質向上に努めます。

Ⅲ-⑤ 教職員の資質向上

【1 現状と課題】

- 児童生徒が、基礎的・基本的な学力を含め、心豊かにたくましく生きる力を身に付けるとともに、それぞれの個性や能力を伸ばすような教育が行われるよう、教育者としての使命感や責任感、教育の専門家としての確かな力量など、教職員の資質能力を総合的に向上させることが求められています。
- 教職員の資質能力の向上を図るため、養成、採用、研修の各段階での取組の充実を図っています。
 - ・ 養成段階では、鹿児島大学教育学部に、教員を派遣し、教員養成カリキュラムの実施に協力するなど、大学等との連携を行っていますが、今後も、大学で質の高い教員養成が図られるような取組を行う必要があります。
 - ・ 採用段階では、専門的な知識、教育に対する情熱や使命感を備え、豊かなコミュニケーション能力等、人間的な魅力を持つ優れた人材を確保する必要があります。
 - ・ 採用後の研修段階では、初任者研修や経験年次別研修、新任校長などの職務別研修を行うとともに、カウンセリングに関する研修など教職員の希望に応じて受講できる様々な研修を実施していますが、今後も生涯学び続ける教職員を目指し、課題に応じた研修を充実させていく必要があります。
- 信頼される学校づくりのため、教職員の資質能力の向上を図る必要があります。

【2 これからの施策の方向性】

- 教職員としてふさわしい優れた人材の確保に努めるとともに、教職員の人事評価の一層の充実などにより、適切な人事管理に努めます。
- 教職員研修の内容の充実、精選、効率化を図り、教職員の資質・能力の向上に努めます。
- 信頼される学校づくりのための委員会の充実を図り、学校の活性化対策を話し合い、実践することで、教職員の所属感や自己有用感の高揚を図ります。

【3 主な取組】

- 大学等との連携を図り、大学で質の高い教員養成が行われるような取組を推進します。
- 中長期的な視点に立った計画的な教職員の採用を行うとともに、人物重視の採用の在り方や多様な選考方法についての研究等を行い、優れた人材の確保に努めます。
- 教職員のライフステージに応じた研修体系に基づく各種研修の改善・充実に取り組むとともに、校内研修や総合教育センターの機能を生かした研修を推進します。
- 民間企業等への派遣や農業体験、ものづくり体験等による研修を通して、教職員の視野を広げ、教育者としての使命感、豊かな教養等の涵養に取り組みます。
- 教職員の意欲を高め、資質能力の向上を図ることによる学校の活性化を目的とした教職員の人事評価の一層の充実を図ります。
- 優れた実績を上げた教職員を評価し、意欲を高めるために優秀教職員の表彰を行います。
- 良好な教育環境を児童生徒に提供するため、資質の向上を必要とする教員に対しては、指導改善研修等を実施し、指導力の改善を図ります。
- 信頼される学校づくりのために、服務規律に関する指導の徹底を図ります。

Ⅲ-⑥ 安全・安心な学校づくり

【1 現状と課題】

- 学校施設は、児童生徒等が一日の大半を過ごす学習・生活の場であり、児童生徒の「生きる力」を育むための教育環境として重要な意義を持つだけでなく、地震などの災害発生時には地域住民の応急避難場所としての役割も果たすことから、その安全性の確保は極めて重要です。
- 本県の公立学校施設の建物構造体の耐震化率は、平成25年4月1日現在、小中学校94.5%、高等学校96.7%、特別支援学校100%であり、全体の約5%で耐震化が完了しておらず、財政状況や学校統廃合等の関係などから、市町村で格差が生じている状況です。

また、屋内運動場等の吊り天井等の落下防止対策など非構造部材の耐震化は、建物構造体に比べ進んでいない状況となっています。
- 鉄筋コンクリート建築物の耐用年数とされる建築後47年以上経過した公立学校施設の保有面積は、市町村立学校で約15%、県立学校で約20%となっていますが、平成30年度には市町村立学校で約25%、県立学校で約40%と増加するため、建物の長寿命化などの対策が必要になっています。
- 県内の全ての学校においては、東日本大震災の教訓等を踏まえ、様々な災害を想定して、校内の防災体制を整えるとともに、児童生徒が安全かつ迅速に避難できるよう避難訓練等を実施しているところです。

今後も引き続き児童生徒に対し、様々な災害に応じた避難方法等を理解させるとともに、児童生徒自らが正しい判断と臨機応変の行動がとれるように指導する必要があります。
- 子どもの進学など、教育に関連する支出のために経済的な負担を感じる者の割合が、働き盛り世代を中心に高くなっています。
- 市町村で、経済的理由により就学困難と認められる小中学校の児童生徒の保護者に対して、学用品費や学校給食費などの就学援助を実施していますが、援助を受ける児童生徒は、増加する傾向にあります。
- 県育英財団では、高校生を対象に、一般、奨学事業補助、再編整備特別の3種類の奨学金の貸与を行っています。また、年度途中の保護者等の失業など家計の急変にも対応するため緊急貸与も行っています。

併せて、大学生及び短大生等に対しても、奨学金の貸与を行っています。
- 定時制課程及び通信制課程に在学する有職生徒を対象に、一定の条件により修学資金の貸与及び教科書等の給与を行っています。

【2 これからの施策の方向性】

- 県立学校及び市町村立学校の耐震性がない建物構造体や非構造部材について、できるだけ早く耐震化を図ります。
- 社会状況の変化・多様な学習活動等に対応できるよう、老朽化した学校施設を機能改善するとともに長寿命化を図ります。
- 本県は、地震、風水害、火山をはじめとする自然災害が多発する地域であることなどから、鹿児島大学や鹿児島地方気象台等の関係機関、団体と連携し、防災の専門家を活用した授業や校内研修等を実施することにより、実践的な防災教育を推進

- します。
- 高等学校等における教育に係る経済的負担の軽減を図るため、必要な支援を推進します。
 - 経済的理由により、修学の道が閉ざされることのないよう、必要な支援を推進します。

【3 主な取組】

- 県立学校については、平成27年度末までに建物構造体の耐震化の完了を目指すとともに、人に重大な被害を与えるおそれのある非構造部材の耐震化対策を実施します。
- 市町村立学校の建物構造体や非構造部材の耐震化について、補助率の嵩上げ措置や全国防災事業債などの財政支援措置を活用し、平成27年度末までに早期の耐震化の完了を図るよう市町村に要請します。
- 学校施設を長期にわたり有効に活用するため、老朽化した学校施設の適時適切な改築や改修整備を行うとともに、建物法定点検等により、施設の安全確保を図ります。
- 学校安全教室や避難訓練等の実施により、児童生徒に危険予測・危険回避能力を身に付けさせるための安全教育を積極的に推進します。
- 各学校の実態に応じて作成する危険等発生時対処要領を、全ての学校で作成するとともに、毎年度見直しを図り、随時最新の情報に更新するよう努めます。
- 学校と家庭、地域が連携して、児童生徒自ら緊急時に正しい判断と臨機応変の行動がとれるような指導体制の充実に努めます。
- 小中学校の児童生徒への就学援助が、適切に実施されるよう市町村へ指導・助言します。
- 高等学校等の支援が必要な生徒に対して、就学支援金による支援を行います。
- 県立高等学校の授業料の減額・免除の制度、奨学金制度の周知や積極的な活用の促進を図るなど、経済的理由により支援が必要な生徒に対して、必要な支援が行われるような取組を推進します。
- 教育の機会均等の確保や教育に係る経済的負担を軽減する観点から、いつでも安心して教育を受けることのできる環境を整備します。

Ⅲ－⑦ 私立学校教育の振興

【1 現状と課題】

- 私立学校は各校独自の建学の精神に基づき、特色ある教育活動を展開し、特に、幼稚園児の約8割が私立幼稚園に、高校生の約3割が私立高等学校に通っているなど、本県教育の中で重要な役割を果たしており、公教育の一翼を担っています。
- 少子化に伴い、中学校の卒業生数は平成元年度をピークに減り続けており、平成25年3月の中学校卒業生数が約1万7千人から、平成29年3月には約1万6千人と、今後4年間で更に約千人の減少が予測され、私立高等学校の学校経営は厳しい状況となってきています。それぞれの私立学校が、社会情勢の変化や多様化する県民ニーズに応じた魅力ある学校づくりに取り組んでいくことが求められています。

【2 これからの施策の方向性】

- 公立学校とともに本県の学校教育の中で重要な役割を果たしている私立学校の教育条件の維持・向上、健全な発達を図るとともに、時代のニーズに即応した高度な専門的技術や知識を持った人材の育成に努めます。

【3 主な取組】

- 教育条件の維持向上、修学上の経済的負担の軽減、私立学校の経営の健全性の向上のため、学校運営等を行っている学校法人に対し、支援を行います。
- 私立高等学校の生徒に係る修学上の経済的負担を軽減する観点から、授業料等の減免を行う学校法人に対し、支援を行います。
- 独自の特色ある教育、きめ細かな指導、活発な文化・スポーツ活動などの魅力ある私立学校づくりに取り組む学校法人に対し、支援を行います。
- 私立専修学校における専門的技術等の職業教育に取り組む学校法人に対し、支援を行います。
- 児童・生徒の安全確保の観点から、私立学校の耐震化の促進を図ります。

Ⅲ－⑧ 魅力ある県立短期大学づくり

【1 現状と課題】

- 国際化、情報化、少子化に加え、生涯学習志向の高まりなど、大学を取り巻く環境は大きく変化してきていることから、学生にとって魅力的であるとともに公開講座の開設など、地域に根ざした県立短期大学づくりに取り組んでいます。
- 少人数の特長を生かしたきめ細かな教育及び就職活動の支援や、中国など外国の大学における異文化体験の授業等により、学生の学力・資質の向上に努め、地域社会で活躍する人材を広く輩出しています。
- 社会の高度化・複雑化の進展に伴い、高等教育においては、自ら将来の課題を探求し、幅広い視野をもって柔軟かつ総合的にその課題を解決する力（課題探求・解決能力）の育成が重要となっており、県立短期大学においても、この取組を強化する必要があります。

【2 これからの施策の方向性】

- 国際化、情報化などの時代の要請に対応するとともに、地域社会に貢献できる人材育成や高等教育の質保証を図るため、教育内容の充実などに取り組み、魅力ある県立短期大学づくりを推進します。

【3 主な取組】

- 外部の公的評価機関による認証評価結果を基に、教育の内容・方法の改善や施設整備等の充実に努めます。
- 情報関連科目など教養教育と専門教育の有機的連携による質の高い教育、外国の大学との学術交流による国際感覚の醸成及び社会活動・課外活動等の体験を進め、課題探求・解決能力を有し、地域社会に貢献できる人材の育成に努めます。

〔計画期間における数値目標〕

項目	現 状	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	関連 施策	
自己評価，学校関係者評価の実施率 及びその結果の公表（小中高）	100% （平成25年度）	—————→					(継続)	②
校種間連携による教科等の 研修会の実施	100% （平成25年度）	—————→					(継続)	②
小中高等学校と特別支援学校と の交流研修者数	18人 （平成25年4月）	—————→		30人	—————→	40人	②	
県立学校施設の耐震化率	98.1% （平成25年4月）	————→	100%	—————→			⑥	
避難訓練等を年3回以上実施 している学校の割合（小中）	72.1% （平成25年度）	—————→		100%	—————→		⑥	

IV 地域全体で子どもを守り育てる環境づくりの推進

IV-① 地域住民が支援する「地域の中の学校」づくりの推進

【1 現状と課題】

- 本県には、地域住民同士の結びつきや助け合いの精神が残っていることに加え、教育を大事にする伝統があり、このような鹿児島の特性を生かした、鹿児島らしい「地域の中の学校」づくりを推進していくことが必要です。
- 地域が育む「かごしまの教育」県民週間には、多くの県民が参加しており、学校、保護者及び地域の交流を通して、相互の支援体制や協力関係の構築にも役立っています。
- 全市町村で「かごしま学校応援団」の取組への体制が整い、今後は全ての小中学校での取組に向けて、啓発や情報提供に努めるとともに、学校支援ボランティアの一層の活用に向けて地域コーディネーターの養成と資質向上を引き続き図っていくことが必要です。

【2 これからの施策の方向性】

- 地域が学校を支援するための体制づくりを推進します。
- 学校支援ボランティアを活用しやすい体制をつくるためのコーディネーターの養成と資質向上に努めます。
- 多くの地域の方や企業等が学校支援ボランティアとして登録され、全ての小中学校で学校応援団の取組がなされるよう普及・啓発に努めます。

【3 主な取組】

- 学校と地域との連携・協力体制を構築し、地域全体で学校を支える取組を推進します。
- 地域が学校を支援するためのより効果的な方法について研究するとともに、その成果や模範的な取組を市町村に普及します。
- 学校と地域をつなぐコーディネーターの養成及びスキルアップを図る研修を実施します。
- 優れた知識経験や技術を有する社会人を学校教育へ活用したり、放課後や休日等に学習活動や体験活動等を実施するなどの取組を推進します。

IV-② 地域ぐるみでの子どもの育成

【1 現状と課題】

- 地域の中で大人や異年齢の子どもの交流し、様々な体験を積み重ねることで、豊かな人間性や主体性、社会性、責任感が育まれることから、地域は、子どもが生活し成長する場として、重要な役割を果たしています。
- 鹿児島には、教育的な風土や伝統、「負けるな、嘘を言うな、弱い者をいじめるな」など道徳心や真の勇気を唱える独自の教育伝承があります。
これらの教育的資源を生かしながら、郷土に誇りを持ち、心身ともにたくましい子どもを地域ぐるみで育成することが求められています。
- 本県では、異年齢による精神鍛錬や学習の場等を設定して活動する地域塾や子ども会、ジュニア・リーダークラブ等青少年を主体とした団体が活動していますが、少子化による会員の減少、部活動やスポーツ少年団との両立などの課題があります。

【2 これからの施策の方向性】

- 地域社会に蓄積された様々な知恵を生かし、学校、家庭、地域が一体となった青少年の健全育成を推進します。
- 異年齢による青少年組織である「かごしま地域塾」を県内全域へ展開し、学習活動や体験活動、精神鍛錬等を通じて、郷土に誇りを持ち、心身ともにたくましい子どもを地域ぐるみで育成します。
- 様々な地域での活動の中核となり、コーディネートできる中高校生のリーダーや大人の指導者を養成します。

【3 主な取組】

- 「青少年育成の日（毎月第3土曜日）」の取組を生かしながら、家庭・学校・職場・地域が一体となった青少年の健全育成を推進します。
- 子どもたちが思いやりや自律心などを学ぶ「かごしま地域塾」の県内全域への拡大・普及を図るとともに、模範的な活動に取り組んでいる「優れた地域塾」の認証や指導者育成のための研修を実施し、地域塾活動の質的向上を図ります。
- 次代の鹿児島や国を担う、知性と豊かな心を兼ね備えた国際人として通用するリーダーを育成するため、「かごしま子どもリーダー塾」「新かごしま子ども塾」を実施します。
- 地域での活動の中核となり、コーディネートできる中高校生のリーダーや大人の指導者を養成するための指導者養成研修会を実施します。

IV－③ 地域ぐるみでの安全・安心な環境づくり**【1 現状と課題】**

- 学校がスクールガードとして委嘱している数は、平成21年度以降増加しており、地域全体で子どもの安全確保に取り組む体制が整備されつつあります。
子どもの見守り活動が形骸化することがないよう、PTA、地域住民、警察をはじめとする関係機関等やスクールガード・リーダー等との緊密な連携を図り、地域や団体の範囲を広げ、学校、保護者、地域が一体となった安全管理体制の一層の充実に努める必要があります。

【2 これからの施策の方向性】

- 更なる地域ぐるみによる児童生徒等の安全確保に努めるため、地域のボランティア団体等と一体となった取組を推進します。
- 市町村教育委員会、関係機関及び関係団体等との連携を強化して、地域全体で子どもの安全を見守る体制を整備します。

【3 主な取組】

- 学校・家庭・地域・警察等の関係機関が連携して、地域全体で子どもの安全を見守る体制の整備に努めます。
- スクールガードや地域の防犯ボランティア団体等を対象とした研修会を県内全地区で開催し、児童生徒の事件・事故防止に努めます。
- 警察等と連携し、不審者情報などの児童生徒の安全に関する情報の共有を図り、事件・事故の未然防止に努めます。
- 学校安全教室や避難訓練等の実施により、児童生徒に危険予測・危険回避能力を身に付けさせるための安全教育を積極的に推進します。
- 学校安全活動状況調査を毎年実施し、学校における防犯教室等の実施状況に応じた市町村教育委員会等への指導・助言に努めます。

IV-④ 家庭の教育力の向上

【1 現状と課題】

- 「家庭は教育の原点」と言われるなど、家庭教育は全ての教育の出発点であり、乳幼児期からの親子の愛情による絆で結ばれた家族との触れ合いを通じて、子どもが基本的な生活習慣・生活能力、人に対する信頼感、豊かな情操、他人に対する思いやりや善悪の判断などの基本的倫理観、自立心や自制心、社会的なマナーなどを身に付ける上で重要な役割を担っています。
- 本県では、全ての家庭が円満で明るい家庭をつくれるよう、広く県民の自覚と意識の高揚を図ることを目的として、全国にさきがけ、昭和40年から毎月第3日曜日を「家庭の日」と定めていますが、近年、家庭の教育力の低下が指摘されています。
- 子育てに関する不安や悩みを抱えながらも相談できない、学習機会があっても時間的にゆとりがなく参加できない保護者への対応が必要です。

【2 これからの施策の方向性】

- 家庭教育支援条例制定の趣旨を踏まえ、家庭教育の自主性を尊重しつつ、家庭の教育力を高めるため、地域ぐるみで子育てを支援する基盤の整備に努めます。
- 親としての学び、親になるための学びなど、家庭教育を支援するための学習機会の提供や相談体制の整備を図るとともに、家庭教育に関する情報の提供に努めます。
- 市町村、学校・家庭・地域、保健福祉関係機関、企業等と連携し、家庭教育支援を推進します。

【3 主な取組】

- 本県の良き伝統である地域社会における人と人とのつながりや「家庭の日（毎月第3日曜日）」の取組を生かしながら、家庭教育に関する取組を地域全体で推進します。
- 世代別の家庭教育に関する学習講座の開設や学習方法の開発、家庭教育啓発資料の作成等により、地域の多様な世代が家庭教育支援に関われるようにします。
- 家庭教育に関するニーズを適切に把握し、研修会の内容を工夫・充実して家庭教育を支援する人材の養成に努めます。
- 幼稚園等を活用した家庭教育支援の取組を推進します。
- 教育・福祉・医療をはじめ、関係機関・団体・企業等と連携し、課題を抱えている家庭等への支援の充実を図ります。

〔計画期間における数値目標〕

項 目	現 状	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	関連 施策	
学校支援ボランティアの登録者数	12,771人 (平成24年度)	→	→	17,000人	→	18,000人	①	
【再掲】 避難訓練等を年3回以上実施している学校の割合(小中)	72.1% (平成25年度)	→	→	100%	→	→	③	
家庭教育学級の参加者数	11万人 (平成24年度)	→ 年間12万人以上					→	④

V 生涯学習社会へ向けた環境づくりとスポーツ・文化の振興

V-① 生涯学習環境の充実

【1 現状と課題】

- 人々がそれぞれのニーズに応じた多様な学習をあらゆる機会にあらゆる場所において能動的・自発的に行い、その学習成果を社会に生かしていくことができる生涯学習社会を構築することが求められています。
- 社会の急激な変化に伴い、一人一人が社会の中で自立して、他者と連携・協働しながら生涯にわたって生き抜く力や地域の課題解決を主体的に担うことができる力を身に付ける必要があります。
- 一人一人の直面する課題や社会の多様な課題に対応した質の高い学習機会等を充実するとともに、学習成果が広く社会で活用できるようにすることが必要となっています。
- 本県では、かごしま県民大学中央センターを中核施設として生涯学習の充実に努めており、大学等との連携により多様化・高度化するニーズに対応した学習機会の提供や人材の養成等を行っていますが、今後、一層の充実を図る必要があります。

【2 これからの施策の方向性】

- 県民の多様化・高度化するニーズや現代的課題等に対応できるよう学習機会の充実を図ります。
- 生涯学習に関する情報をデータベース化し、県民が必要な生涯学習の情報の提供に努めます。

【3 主な取組】

- 大学等との連携により、県民の多様化・高度化するニーズや現代的課題等に対応した学習機会の提供を県内各地で行います。
- 関係機関、市町村、民間団体等と連携しながら、各種講座や指導者・講師、各種イベントなど生涯学習に関する情報を広く県民に提供します。
- 図書館や博物館、公民館等の社会教育施設における講座や研修会を充実するとともに、学習の成果を生かした、地域において必要とされるボランティア活動等を支援します。特に、地域における生涯学習の拠点であり、地域づくりの拠点でもある公民館の活動を支援します。

V-② 生涯スポーツの推進

【1 現状と課題】

- 全ての県民が、いつでも、どこでも、だれでもそれぞれの関心や適性に応じて、生涯にわたって主体的にスポーツに親しむことは、体力の向上や健康の保持増進はもとより、明るく豊かで活力ある生活の実現につながることから、生涯スポーツの推進を図ることが必要です。
- 本県では、平成13年度から、県民が主体的・継続的に週2回、年間100日はスポーツに親しむことを目指した「健やかスポーツ100日運動」に取り組み、県民の意識の高まりやコミュニティスポーツクラブの増加に伴い、スポーツレクリエーションに親しむ県民が増えてきました。
- 「健やかスポーツ100日運動」の成果や課題を受け、国のスポーツ基本計画や県のスポーツ振興かごしま基本方針をもとに、全ての県民がそれぞれの関心や適正に応じて主体的・継続的にスポーツ・レクリエーション活動に親しみ、スポーツを通して、支え合うことのできる活力ある社会づくりを目標とした「マイライフ・マイスポーツ運動」を平成25年4月に策定し、県民の健康づくりや体力づくりに取り組んでいます。
- 地域の日常的なスポーツ活動の場として、地域の住民が自ら主体となって運営するコミュニティスポーツクラブの設立には、小規模自治体では、核になる人材の発掘や会員の確保、財政上の課題など、環境整備が難しいという課題があります。
- 本県は平成32年に国民体育大会を開催する予定となっており、今後、県民のスポーツへの気運を高めていく必要があります。

【2 これからの施策の方向性】

- 県民の誰もが、それぞれの関心や適性に応じて、生涯にわたり「いつでも、どこでも、いつまでも」スポーツに親しむことができる環境づくりに努め、ライフステージ等に応じたスポーツ活動を推進します。
- 「する」、「観る」、「支える」など県民の多様化するニーズに適切に応え、県民が主体的に参画できるスポーツ環境を整備します。

【3 主な取組】

- 県の広報誌やウェブサイトを活用してスポーツ情報の提供に努めるとともに、元旦の「太陽とともに走ろう」などのスポーツ・レクリエーション「フェスティバル」や県民レクリエーション祭等の内容を工夫し、より多くの県民が参加できるようにすることで、普及・啓発活動の充実に努めます。
- 市町村の生涯スポーツ担当者等研修会において、国の方針や県の施策を浸透させるとともに、担当者の資質向上を図り、市町村の連携を促進します。
- 広域スポーツセンターを核にし、地域のスポーツ活動の拠点となるコミュニティスポーツクラブの設立・育成に努めます。
- 県立学校の体育施設開放について、より多くの県民が利用できるよう、一層の普及・啓発を図ります。
- 生涯スポーツ指導者育成講座や生涯スポーツ担当者研修会等を開催することにより、活力ある社会づくりに貢献できる質の高い指導者の養成を図るとともに、広域スポーツセンターや保健、福祉、観光等の他部局との連携等により、指導者の情報について共有化を図りながら、指導者の利用促進を図ります。

V-③ 競技スポーツの推進

【1 現状と課題】

- 本県出身のスポーツ選手が、国際大会や国民体育大会等各種大会で活躍することは、県民に夢と感動と活力を与えるとともに、スポーツ活動を通じた青少年の健全育成に寄与しています。また、スポーツに対する関心を高め、競技人口を増加させるなど、本県のスポーツ振興に重要な役割を果たしています。
- 本県は、平成23年度に策定した「第3期競技力向上5か年計画」に基づき、各競技団体における指導体制の整備・充実、中高校生の強化、スポーツドクター、トレーナー等の人材を活用した競技力向上の3点に重点を置きながら、競技力の向上に取り組んでいます。
また、平成24年度に策定した「次期国体に向けた競技力向上計画」に基づき、各競技の底辺拡大と発育・発達段階に応じたジュニア選手の育成・強化及び指導者の養成・資質向上などに取り組んでいます。
- 各種事業を推進していく中で、強化組織が充実していない競技団体や指導者の少ない競技団体については、組織の充実、指導者の養成や資質の向上のために、各競技団体との連携をより一層深め、指導・助言をしていく必要があります。

【2 これからの施策の方向性】

- 各競技団体や関係機関との連携を図りながら、県民の競技力向上に関する意識の高揚に努めるとともに、指導体制の充実及び選手の発掘・育成・強化などを推進します。
- 平成32年の国民体育大会において、本県選手団が開催県にふさわしい成績を収めることができよう、計画的に選手強化を推進します。

【3 主な取組】

- 各種研修会や講習会の開催及び県外研修会への派遣などにより、各競技団体における指導体制の整備充実を図ります。
- 中高校生の一貫した強化練習会や強化合宿などを実施し、継続した選手強化に努めます。
- 鹿屋体育大学など関係機関・団体等と連携し、選手強化への取組を促進します。
- 県外大会への参加助成や県外チームを招へいしての交流試合、強化合同合宿を行い、団体競技の強化を図ります。
- 次期国体に向けて、コミュニティスポーツクラブ等を活用し、スポーツ好きの子どもを増やすとともに、各競技団体が行う体験教室等でジュニア層の競技人口の底辺拡大を図ります。
- 運動部活動指導者の資質の向上や部活動の活性化を図るため、中学校・高等学校に優れた指導力を有する人材を派遣します。

V-④ 文化芸術活動の促進

【1 現状と課題】

- 文化芸術を創造し、享受し文化的な環境の中で生きる喜びを見出すことは人々の変わらない願いです。
- 自主性や創造性が尊重され、多彩で特色ある地域の文化芸術が創造され、心豊かな県民生活及び活力ある地域社会の実現に向けて文化芸術を振興することが重要です。
- 地域住民が日常的に文化芸術に親しめる文化施設等の整備は進んできていますが、地域によって文化芸術に接する機会に格差があります。
- 文化芸術を将来にわたって発展させていくためには、若手アーティストや文化芸術を支える人材の育成を図る必要があります。
- 県民の文化芸術活動の促進に当たっては、文化施設等を積極的に活用する必要があります。

【2 これからの施策の方向性】

- 子どもの頃から様々な文化芸術に親しむとともに、県民一人一人が生涯を通じて文化芸術に触れ、楽しめるような環境の整備に努めます。
- 様々な芸術分野のアーティストが鹿児島に集い、地域文化と触れ合う中で新たな文化芸術の創造に努めます。
- 国内外との交流によって、相互の文化芸術への理解の促進を図ります。
- 学校における文化芸術活動を充実するとともに、子どもが文化芸術に触れる機会を拡充するなど、文化芸術に関する教育を推進します。

【3 主な取組】

- 子どもの頃から身近な場所で多様な文化芸術を鑑賞し、体験できる機会を多く持てる環境づくりを推進します。
- 県内をはじめ国内外で活躍するアーティストによる演奏会、展覧会、実技指導や共同製作等の実施を図るなど、文化あふれる鹿児島の発信を推進します。
また、平成27年の国民文化祭については、県民一人一人の主体的な文化芸術活動が活発化する契機となるよう、鹿児島ならではの県民総参加による開催を目指します。
- 文化施設や施設職員などを活用した鑑賞や体験の機会の創出を推進します。
- 霧島国際音楽祭を活用した若手音楽家の育成をはじめ、多様なジャンルの優れたアーティストの発掘促進やワークショップの開催などによる、県内外で活躍できる人材の育成を図ります。
- アーティストの文化芸術活動を支援するため、制作・発表などの場に関する情報の提供、指導者や舞台芸術のスタッフなど文化芸術を支える人材の育成を図ります。
- 国内外との交流によって、相互の文化芸術への理解の促進を図るとともに、その質的向上に努めます。
- 学習指導要領の趣旨を踏まえ、武道等を含む各教科等での文化の理解に係る取組を推進します。
- 子どもたちが、優れた舞台芸術の鑑賞や文化芸術活動へ参加できる機会の拡充に努め、鑑賞事業の開催に当たっては、地域間のバランス等を考慮し、等しく鑑賞機会が確保されるよう努めます。
- 図画や作品コンクール等への参加の奨励や美術館、博物館等で開催される特別展等の観覧促進に係る取組に努めます。

V-⑤ 地域文化の継承・発展

【1 現状と課題】

- 県内には地域の自然，歴史，風土に根ざした多彩な文化芸術が生まれ，人々の地域に生きる誇りを醸成し，地域のコミュニティを支える大きな力となっています。
- 本県には，個性豊かな郷土芸能や伝統行事，方言，史跡など多くの文化資産がありますが，少子高齢化・過疎化による担い手不足などにより，保存・継承が難しくなっています。
- 県民が郷土芸能や伝統行事等に接する機会が少なくなってきています。

【2 これからの施策の方向性】

- 県内に伝わる地域の郷土芸能や伝統行事等の担い手を育成するとともに，方言や遺訓など鹿児島独自の地域文化を次世代へ継承していくことに努めます。
- 学校において伝統文化に接する機会を充実します。

【3 主な取組】

- 地域に残る教えや言い伝えなどを地域の貴重な文化としてとらえ，現代にも生かすため，「語り継ぐかごしまの教え集」を活用するなどその普及を図り，また，鹿児島県歴史資料センター黎明館や鹿児島県上野原縄文の森などの県内の文化施設を積極的に活用することを通じて，郷土の歴史や文化への関心を高め，郷土に誇りを持つ心の醸成を推進します。
また，平成27年の国民文化祭については，地域の伝統文化の鑑賞や参加を通じ，地域文化の継承・発展を促進します。
- 地域の郷土芸能や伝統行事等に関する公演の機会を増やし，子どもたちの参加を促進するとともに，地域の高齢者などの経験を活用して方言の継承を図ります。
- 学校行事等において地域の伝統文化の鑑賞や参加の機会を促進します。

V-⑥ 文化財の保存・活用

【1 現状と課題】

- 子どもたちをはじめ、県民が郷土の歴史や身近な文化財に触れ、学び、親しむことなどにより、郷土を愛する心を醸成することが求められています。
- 県内に伝わる地域の郷土芸能や伝統行事等の担い手が育つとともに、地域の文化財の活用が図られるなど、個性を生かした地域づくりが展開されることが必要です。
- 南北600kmに及ぶ広大な県土を有する本県には、全国第1位の数を誇る国の特別天然記念物などの豊かな自然をはじめ、個性豊かな郷土芸能や伝統行事、史跡など多くの文化財があり、地域や国民共有の貴重な財産として守り伝えられてきています。
- 少子高齢化・過疎化による担い手不足などにより、文化財の保存・継承が難しくなっていますが、市町村においては、後継者育成や地域の歴史を学ぶこと等を目的として文化財少年団が結成されています。
- 平成26年1月、政府は、鹿児島市の旧集成館 附 寺山炭窯跡 関吉の疎水溝、旧集成館機械工場及び鹿児島紡績所跡の3件の国指定文化財を含む「明治日本の産業革命遺産 九州・山口と関連地域」を、世界文化遺産としてユネスコに推薦しました。

【2 これからの施策の方向性】

- 次世代に継承すべき文化財について、指定・登録等による保護を推進するとともに、文化財を活用した学習の場の提供に努めます。
- 地域に残る郷土芸能や伝統行事などを保存・継承するとともに、これらや史跡等の文化財を生かした地域づくりの促進に努めます。
- 豊かな自然や地域の文化財等の学校教育や地域活動への活用を促進します。

【3 主な取組】

- 次世代に継承すべき文化財について、市町村教育委員会と連携・協力して、国・県指定や国登録等を推進します。
- 鹿児島県上野原縄文の森、県立博物館及び市町村の歴史民俗資料館等において、文化財や地域の歴史、鹿児島の自然等に関する学習機会を提供し、文化財愛護思想の普及・啓発を図ります。
- 市町村教育委員会と連携・協力し、学習の場として史跡等の整備を図るとともに、県立埋蔵文化財センターや市町村教育委員会などが発掘する遺跡を公開し、学習や体験活動の場として提供します。
- 文化財の保存・継承活動に成果をあげている活動事例の情報を提供し、活動の活性化を図るとともに、地域の文化財を総合的に活用した地域づくりを促進します。
- 文化財に関する指導・助言者等の情報提供を行い、学校教育や地域活動への郷土芸能や伝統行事、史跡等の活用を促進します。特に学校においては、特色ある学校づくりや学校行事、総合的な学習の時間などで、身近な文化財や地域の歴史の活用を促進します。
- 「明治日本の産業革命遺産 九州・山口と関連地域」の世界文化遺産登録に向けて、構成資産の保存・活用に努めるとともに、関係部局と積極的な連携・協力を図ります。

〔計画期間における数値目標〕

項目	現 状	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	関連 施策
かごしま県民大学中央センターが主催する 現代的課題等に対応した講座の開催	0市町村 (平成25年度)	→	→	15市町村以上	→	30市町村以上	①
市町村におけるコミュニティ スポーツクラブの設立率	90.7% (平成23年度)	→	→	100%	→	→	②
成人が週1回以上スポーツを する割合	66.8% (平成23年度)	→	→	70%	→	→	②
国民体育大会天皇杯順位	36位 (平成25年)	20位台	→	→	→	10位台 前半	③
県指定文化財の指定件数	270件 (平成25年4月)	→	→	288件	→	300件	⑥
上野原縄文の森の年間利用者数	約11万9千人 (平成20～24年度の平均)	→	→	→	→	年間12万人以上	⑥
県立博物館の年間利用者数	約11万5千人 (平成20～24年度の平均)	→	→	→	→	年間12万人以上	⑥

第5章 計画の実現に向けて

1 教育行政の着実な推進

教育行政の着実な推進に当たっては、合議制の執行機関である教育委員会とその構成員である教育委員が自らの責任を十分に果たし、住民の期待に応えつつ、教育に関する施策等を公正かつ適正に行うことが必要です。

県教育委員会では、これまで、教育委員会の会議の透明性を高めるために、教育委員会の会議の原則公開、会議の開催日時や議決事項の公開、鹿児島市以外での教育委員会の開催などを行い、また、地域住民の意思を反映するために、学校訪問や地域住民等との意見交換会などを行ってきたところですが、今後も、教育委員会制度の趣旨を踏まえた取組を一層充実させます。

また、教育委員会の体制の充実や住民の期待に応える教育行政の展開は、最終的にはその活動を担う人の資質能力に負うところが大きいことから、その活動を支える教育委員会の事務局職員や指導主事・社会教育主事などの専門的職員に、優秀な人材を確保するとともに、その資質向上に努めます。

さらに、この計画の推進に当たっては、市町村教育委員会と連携・協力を図りながら積極的な取組を行うとともに、関係部局・関係機関、国との連携・協力も必要です。

2 学校・家庭・地域・企業等との連携・協働

子どもの健全育成をはじめ、教育の目的を実現する上で、学校、家庭、地域は大きな役割を担っており、これら三者が、それぞれ子どもの教育に責任を持つとともに、相互に緊密に連携・協働して取り組むことが重要です。

また、本計画においては、家庭・地域に加え、企業やNPO法人等についても人材育成や地域貢献の視点からの連携・協働が重要であることから、第4章「本県教育の取組における視点」に「学校・家庭・地域・企業等の積極的な連携・協働」を掲げたところです。

これら学校・家庭・地域・企業等がそれぞれの役割を果たし緊密な連携・協働が図られるよう、取組を推進します。

3 関係部局・関係機関との連携・協力

現在の多岐にわたる教育課題に対応するためには、知事部局、大学やNPO法人等、その他の関係機関との連携・協力が必要です。知事部局とは、食育の推進、特別支援教育、環境教育、文化・芸術の振興、青少年育成などにおいて、担当する部局との連携・協力を図るとともに、大学とは、児童生徒への教育内容や相談体制の充実、教職

第5章 計画の実現に向けて

員の資質向上、生涯学習の推進などにおいて、高度な専門性とその機能を活用した積極的な連携を図ります。

4 市町村との連携・協力

公立小中学校は、各市町村教育委員会が所管しています。また、社会教育や生涯学習に関する取組については、各市町村との連携・協力なくしては推進が困難であるなど、市町村の果たす役割は大きいものとなっています。

これまでも、お互いの役割分担のもと、県と市町村が一体となって、教育行政を推進しているところですが、今後も、お互いに課題を共有し、取組についての情報交換などを通して、連携・協力を図ります。

5 国との連携・協力

教育基本法第16条第1項において、教育行政は、国と地方公共団体との適切な役割分担及び相互の協力の下、公正かつ適正に行われなければならない旨規定されています。

教育における国の役割については、同条第2項において、「全国的な教育の機会均等と教育水準の向上を図るため、教育に関する施策を総合的に策定し、実施しなければならない」と規定され、また、同条第3項において、「地方公共団体は、その地域における教育の振興を図るため、その実情に応じた教育に関する施策を策定し実施しなければならない」と規定されています。

これまでも、国と連携・協力を行いながら、教育行政に取り組んできたところですが、今後、地方分権が更に進展することが予想される中、主体的に判断し、積極的な教育行政を推進するため、より一層の連携・協力を図ります。

6 計画の進捗状況の確認

この計画を効果的かつ着実に実施するためには、定期的な点検とその結果のフィードバックが不可欠です。このため、この計画の進捗状況について、毎年度、点検・評価を行い、その実施に当たっては、学識経験者等の意見を聞くなどし、また、その点検・評価の結果については、広く県民に公表します。

なお、この計画は、5年間に取り組む施策等について盛り込んでいますが、計画期間中に対応すべき新たな課題が発生し、計画に盛り込む必要性が生じるなど、計画の見直しが必要となった場合には、計画途中に見直しを行い、その一部を改訂します。

